

明治四十三年四月五日  
第三種郵便物認可  
毎月一回十日發行

大正四年四月十日發行

神奈川縣教育會雜誌

第百二十號



本 號 目 次

◎宗教的情操……………錄倉	◎宗教的情操……………釋宗演禪師……一	◎琉球の偉人傑士……………那霸區天妃小學校	石野 瑛……三七
◎兒童の私言……………足柄上郡南足柄小學校	遠藤 生……五	◎明治神宮奉建概要……………	……四四
◎統計に表はれたる不良兒童神奈川縣薰育院	二宮 完造……一〇	◎全國聯合教育會……………	……四九
◎雞肋(高三年讀本)其の三 第二橫濱中學	高津 生……一五	◎師範卒業生の就任……………	……五〇
◎同……………高座郡海老名小學校	山崎 白帆……二九	◎廣嶋高師教育科設置の旨趣……………	……五〇
◎同……………田名村	北嶋 銀扇……二九	◎教員互助會通常總會……………	……五〇
◎同……………同	田邊 松坡……二七	◎私立橫濱實科高等女學校設立……………	……五五
◎同……………同	勾 渾 生……二八	◎文部省令第八號……………	……六九
◎同……………同	小林 綠……二九	◎代議員會……………	……七〇
◎同……………同	石浦謙二郎……三〇		

講演

彙報

文苑

雜錄

會報

法令

神奈川縣教育會雜誌

第百二十號

大正四年四月十日 發行



講演

◎宗教的情操

(橫濱實科高等女學校講演會に於て)

錄倉 釋宗演禪師

私は別に題目は掲げて置きませんでした。宗教的情操といふ様な題目でお話し致したいと思ひます。話がほんとは出るか如何かは自分でも疑はしいと思ひます。

今一寸かうして皆さんに接して居ると、頭の様子から服装まで一寸様子が違つて居る。であるから學校で僧さんが話をするのが一寸おかしい様に思ふ人があるかも知れません。併し私は宗教家は教育的精神を以て布教せねばならぬと思ひ、教育者も宗教的精神を以て教育せねばならぬといふ事は、今日一寸心のある人にはさういふ考が懷かれてゐると思ひます。

私も數年前歐洲から亞米利加の方へ廻つて來たが、教育の事に氣を附けて見ると、それ等諸國の學校の中には、教師が宗教的態度を以てやつて居る様なのが多い。坊さんと教師、學校と寺とが相異つて居ることが甚だ少ない。決して我國の如く相離れて居りませぬ。併し今日私がお話をしますのは、皆さんに佛教徒になつて貰いたいといふのでない。又耶蘇教徒になれといふのでもない。唯人は常に宗教的なる心持を以て居ら

ねばならぬといふ事を話したいと思ふのであります。

『弱き者汝の名は女なり』といふ事が言はれて居る。世は男と女とて成立つて居る。然るに女といふものを弱き者としてある。さういふ事から考へて見ると、女子といふ者を侮蔑したものであるといふ事の様にも考へらるゝ。佛教より言へば『外面女菩薩内心如夜叉』といはれてある。外面は菩薩の様に圓滿でも、内心の有様は鬼の様であるといふ意味で、これも大に侮蔑の意を表して居る。儒教では『女子と小人とは養ひ難しとなす。之を遠ざくれは怨み、之を近づくれは不遜なり』とある。即ち近來の新らしき女といふ様になるといふ思召である。蓋し支那では大人とは丁年に達した者で、小人といふ者は丁年に達せぬ者である。今いふ小人といふは、人格の低い人を指すといふ事になつて居る。孔子は立派なる人で、その教訓は極めて親切である。人に教ふるは善い事のみ説かないで悪い方面も誡められて居るのは最もよい教へである。親切心によつて人を教ふるならば、その長所よりも短處を説くのが餘程大切であります。

斯ういふ事は事實であるかどうかは解らぬが、あなた方自身で考へて見たら最もよく解ると思ふ。近づけて居れば狃れて、遠ざければつけあがつて來ると孔子は説いて居る。お釋迦様は顔こそ蟲も殺さぬ様な顔をして居るけれども、罪を犯すこと、殊に慘殺などの思ひ切つた事をするのは男子よりも女子の方が多いといふ様に考へたらしい。併しこれは教育の無い女子の事である。基督も亦女には柔和の徳を希望する爲に『弱き者』と言はれたので、これは決して惡意味に解すべきものではない。有り難いとして受けねばならぬ。

天は高さに位し、地は低さに位して居る。然るに頭が地にあり足が天にありとすればこれは大なる誤で、社會も家庭も決して圓滿に治まるものでない。世に弱い者と強い者とあるは、これ天の配劑で、以て世の平和が保つてるのである。然るに近頃西洋の主義の眞似をして何でも強がるといふのは大なる間違ひである。弱い處に眞美があるのである。弱い處が強い處なのである。世の中には強い松があれば傍にはか弱い柳の木がある。白い鷺があれば黒い鳥がある。雪が降れば強い松は折れる事があるが、弱い柳は折れない。これなのである。女子は元來弱いものである。柔かなるものであるから之を適當に教育して行くと、却つて

強い者になり得るのである。

私が今日言はんとするもそこである。宗教的情操を養ふことである。これは外ではない。博愛である。此宗教的情操は男子と女子とに別に變りは無けれども、男子よりも女子の心に於て發達し易い。知慧は男が代表して居るといつて宜しい。感情はこれを十分に女子に望むことが出来る。佛心とは之をいふのである。

仁といふ字は屢用ゐられて居る。此心を以て家庭に對し社會に對するならば、世の中は平和である。皆慈悲の心から出るのである。博愛の心なのである。花活けをするにも、お茶を入れるにも皆この心が必要である。

凡そ生きとし生けるものは、凡て皆我子である。肉體上の關係はなくとも宗教的の心から見れば皆我子である。

朝顔に釣瓶とられて貰ひ水

といふ句も、これ千代女が宗教的の心を以て見たからである。朝起きて水汲まんとすれば一夜の中に朝顔の蔓が釣瓶にからまつて居る。手以て之を奪ふに忍びずして我井戸には水が澤山あるにも拘はらず之を汲まずして隣家に水を貰ひに行くといふ優にやさしい心。これは實に宗教的の心から起つたのである。

唯名唯金といふのみを以て的にして居たならば、人間も其賤しい者となり得るのである。

行水の棄て處なし虫の聲

といふ句がある。これは虫の命をそれとなくいとしんだのである。これは慈悲の心の發露である。

かうして見ると世の中には憎い者、敵といふ者がなくなるのである。親となり子を持つて自らわかる事である。先方が敵となつて來ても之をうまく慈悲の心を以て導いて行かねばならぬ。人が何をして向つて來ても善を以て逆はぬ様にしたならば、それでよいのである。

昔奈良朝時代に出られた光明皇后様のことは、皆様はよくお知りであらうと思ふ。この方は身は皇后様として居らるゝに拘はらず、賤しき者の身の上をも案ぜられ、哀れなる者を救け、施薬院など設けられたとい

ふ事はこれは佛教などの心から出て居るので、これ皆慈悲心から出て居るのである。嘗て大きな浴室を設けて人に入浴せしめられし事など皆宗教的情操から出たのである。嘗て千人の垢を御手づから洗はんと考へられて、九百九十九人に及び、最後の一人となつた時に、腫物の出来た甚だむさぐるしき病人が出た。これと思はれたがこれが修業だと御考へになつて、垢を洗はれしに、病人は此腫物は口を以て膿を吸へば癒ゆるといふが、願はくは膿を吸ひくれよと申した。光明皇后様には之を吸はれたと傳へられて居るのである。

又此時代孝謙天皇に仕へた和氣廣虫といふ婦人がある。これは名高い和氣清鷹の姉さんである。多くの孤兒を集めて養育した事を以て有名である。それから福島の子生岩子、愛國婦人會を起した奥村五百子、岩子は十七にして嫁し三十七の時に寡婦となつた。その當時この地方には墮胎といふ悪い風が行はれた。これを或醫者と共に濟つた。彼女は寡婦となつてから大なる活動をした。會津の戦のすみし後、孤兒や不具者を集めてこれ等の養育所を設けて世の爲め社會の爲に盡した。その外學校の様なものも設けて人の爲め社會の爲に盡した。これ皆宗教的博愛の精神を以てせられたのである。私がお話することは遠い未來の事を言ふのではない。今日に於てもこの宗教的博愛の心を以てやつて貰いたいのである。

この學校は名前も實科女學校である。名の様に立派な成績を挙げられたのである。設立者佐藤さんから創立の最初より御相談がありました。物質上の應援をする事はとても及ばぬ事。而して精神上に於ても十分お援けする事の出来ませぬは遺憾であるが、學校は必らず榮え行く事を信じます。何卒皆さんの修業にお勵みの程を願ひます。(拍手)



教授訓練

●兒童の私言

足柄上郡南足柄小學校

遠

藤

生

吾人の人格的修養が出来て居るか否かと言ふことは妻子と夢寐とに問ふて見ることが一番的確で、且つ捷徑であると言つた昔人がある。即ち程伊川曰く『人夢寐の間に於て亦以て自家所學の淺深を卜すべし、夢寐轉倒の如きは即ち是心志定まらず、操存固からざる也』と。亦揚龜山は『嘗以晝驗之妻子以觀其行之篤與否也、夜考之夢寐以下其志之定與否也。』と曰つた誠に面白い意味ある言葉であると言首肯される。是れと同様に吾人教育者の兒童に對する教化的事功の成否は其の對象である兒童に尋ね照して觀るを最上乘の方法で又最信頼すべき價值あるものであると思はれる。『兒童は教師の反映也』と云ふことも同一意味に外ならぬ兎に角餘り誇大になるかは知らないが、幼少兒女の心性は清淨潔白の主體にして、一点の汚濁不淨の存在を

免さない、宛然明鏡の如く、止水の如して、教師の一舉一動、一言隻句是れに映せずと言ふことがないのである。其の故に吾人の行爲は兒童の心に尋ねて見れば全く真正に聞き取り知られると思はれる。斯う謂ふ考へに據つて私は平常用意不用意、不知不識の間に聞き得た兒童の教師に對する詐らず、欺かず、飾らず、しかも臆する所なく、全く自己自然の發露なる、眞乎無邪氣の私言をかなり多く集録して置いた屑籠の中から二三を選び出して、夫れに私の考を加へて此に書き擧げんと試みた。此の試が餘り有益であらうとも、參考にならうとも、更に又辛苦の跡が見えやうとも、固より思つては居ない。唯私の戯れである、遊びであることより外に何の意味もないのである。

◎可愛い先生。奇麗な先生。やさしい先生。

小さい髪に赤い派手なリボンを二つ付けた可愛顔付の〇〇さんが、傍に居た〇〇さんに『ねえあなた私の先生は可愛いきれいな先生ね』『あ、さうね』『あの先生は何時もにこ／＼してゐらして面白先生ね』『私ほんとうに好きです。』と話しかけて對話してゐたことを聞いたことがある。斯様な事實に如何程の眞理が宿つて居るかは容易に断定が下されない。兒童の心理と、其の時の状況と、教師と兒童との關係を知らないでは。然し、此の先生は兒童に好かれ、可愛がられ、敬慕されて居ることは争はれぬ事である。一體幼少の子供は感覺的美を好むものである、彼の乳を飲みながら母や乳母の膝に抱かる、幼兒も其の母や乳母の顔付や衣服の美しいことを好愛する風がある。されば幼學年の先生は可成女性の如く柔和で、常に服装にも清楚優美の趣きがあり、舉措動止共に閑雅で幼少兒女に可愛がられ、慕はれ、懐しがられるものでなければ、とても甘い教育は出來まいと思はれる。

◎短氣な先生、怒る先生、やかましい先生

『それ又あの先生が怒つて居るぞ!!』『氣を付けよ』『あぶないぞあぶないぞ』こんな言葉が元氣な男兒の口から迸出して居るのを聞くことが希にはあるやうだ、此

の様な先生に教へられて居る兒童が教室や運動場で柔順でおとなしくあるならば、それは兒童其儘の現れてはなく、虚偽であらう。又若し師命に従ふの事實があるならば、其れは奴隸的服従であるだらう、其れに又斯かゝる兒童に些々たる善事でもあるならば、恐らくは偽善ではなからうか。彼等の腦裏には、窮窟、短氣、怒號、壓迫等の文字や、厭惡、惡感、反抗等の言語より外に此の師に對する觀念はあるまい。これどうして意義ある教育が施されやうぞ、兒童の心底より其の先生を理解し、服従し(合理的)同情し、尊敬してこそ始めて普通の教育が出來るのである。徒に兒童を威嚇し壓制し、峻嚴以て迫つても最早や兒童は餘りにそれに狎れ過ぎて『亦始まつた』と冷笑するに定まつてゐる毒とならず、藥も常服すれば効能が少くなると同一である。教師たるものはよく此の邊の事實を理解して、靜に兒童教育の正しき途を歩むべきであると思ふ。

◎おしやれな先生、おめかし先生、ハイカラ先生  
『〇〇先生はハイカラだね、そら何時もお白いを顔に塗つたり、脂を付けたり、髪の方だの、リボンの柄だのなか／＼粹だね、ほんとうにハイカラね』『ねえあの先生はおめかしだね』『さう／＼今日も頭をベツタリ

二つに分けて光つて、コスメチックがブン／＼香つてましたよ。』『〇〇先生はおしやれだね、今日の袴は昨日と違つて居てよ、よい色ですつて皆さんが云つてゐらしたよ。』時々女生徒の中にこんな噂が持てはやされる。固より斯様なことをいふ兒女は其自身が已にハイカラを好むか、衣服や髪飾に心配するものか、さなくば極端に反對するものである。故に頭の分け方や洋服の縞合に、リボンや袴の色合に浮身をやつ先生を目の前に見注意の標的、批評の對象にする様な兒童は出來得れば其を模範として奢侈を増長し虚飾を事とせしめ、若し出來得ざれば甚しき反情を有するに至るを常とするものであつて、何れにしても教育的効果はないものである。兒童は模倣力強く、暗示を受くる性大なるは兒童の實際の心理作用である。故に教師は典雅高尚の風采あるべし、決して華美虚飾の態容あるべからずと思はれる。

◎素樸な先生、かまわぬ先生

『何時も同一の洋服を着て御出てなざる先生だよ、あの先生は』『あの先生の洋服の御尻の所は切れて居ますよ』『〇〇先生はほんとになりにかまわぬ先生だよ、面白い先生ね僕は大好きだよ』都會でも田舎でも夏冬春秋

の區別なし一枚の洋服で一年中を押し通す奇人は今の社會には希であらう、若しあるとすれば餘程奇矯で誇りが其人自身にはあるかも知れないが譽めるわけにはいかぬ。質樸は宜いが子供から餘り目立つ程では感心されぬ、浮華の風漸く田舎の空氣を更新しつゝある時に大に反抗して身を以て質實堅固の模範を示すは大いに可なれども常識外れの極端は却つて禮に背き、品位を傷け、世の物笑の種となる。何事も中庸を尊ぶことは昔と今と變りなく、時と位とに差別がない。

◎歴史の好きな先生、理科の好きな先生

『私の級の先生は、それは歴史が好きですよ、何時も聞さへあれば歴史の話、それが又面白いでね、僕等も大いに好きになつたよ』兒童が斯様な感想を語り合つて居ることも展開される、面白いではないか『僕等も歴史が好きになつた』其所に謂ひ知れぬ妙味があるではなからうか。先生の好みて努力する所には兒童も反響して努力し好く様になる、先生の特異の好みは兒童にも特殊の好みとなる。先生の格別に趣味を持てる學科には出來る生徒が多くなるは事實である。兒童は先生の影を逐ひて陰となるものであり、聲に應じて響くものである。此の故に小學校の教師は常に偏僻なる趣

味を有するは却つて困るが一般に廣く總ての學科に興味を持ち、身心を捧げて研鑽息まず以て兒童に感興を起さしめる様にありたいものである。

◎圖書の下手な先生、唱歌の出来ない先生

吾等小學教師の學識が淺膚であるとの批評は世間から時折受けることがあるかもしれないが、毎日の教へ子から『圖書が下手な先生』唱歌が出来ない先生』など云はれるは、侵すべからざる教育者の權威も頗る危いものとなり、教化もなかく疑はしくならざるを得まい。○○先生は唱歌を教へられたことがない。○○先生は圖書を畫かれたことがない、出来ないだらうよ』などの批評がかなり上級の生徒に言はれる様になれば餘程權威や價値が其の教師自身には減じない積りでも又同僚間には『圖書が何か』唱歌位何かある』と威張つて見ても、教師即ち先生は何事にも出来る萬能の神様の如く視て居る、欺くべからざる兒童よりすれば、全く其の心を満足せしめないから、何等の効能書ともならず、到底下落するを免れられぬ。信用が幾分薄らぐ事も防禦し得ぬであらう。従つて其が教育的感化に没交渉だ、無影響だとは欲目で見ても見られまい、されば小學教師は一技一能に秀でんよりは、一科一目に

精しからんよりは、寧ろ何科にも平均に趣味を有ちて研究し、其の大様に通せんことを期した方が穩當ならんと思はれる。左右是宜の境遇に至らば申分はないが頗る難事である、大いに努力を要することである。

◎狎れ易い先生、親しみ易い先生、近づき易い先生

『あの先生はほんに面白い先生よ』あの先生はすぐ狎れて下さる先生だね』あの先生は近づき易い好い先生ね』など兒童が無邪氣な會話をして居ることが珍らしくない、これ等は其の先生を懐しく思ひ慕ふて言つて居ることと温情の溢れ出て居ることが知られて衷心愉快を感ずることである。先生は兒童に親しみ、近づき狎れなければならぬ、さりとて小人輩の所謂狎れて禮を失する様の態度があつてはならぬ。極めて崇高な意味に於てのそれとてはならぬ。然に兒女は動もすれば徒に甘へ親しみ狎れて師を友とし、先生を遊び相手として往々禮を失し、爲めに教師の威嚴を損ずることがあるから警戒しなければならぬ、吾人教育者は兒童に心底より、誠心を以て親まれる態度温容あることを必要とすべきである。

◎怖い先生、好かない先生、厭な先生

『おや○○先生こわい先生ね』全くよ、何時もしかめ顔して恐ろしさうよ』私何だかあの先生は好かないよ厭な先生だわ』など小さい兒童にいられる先生も廣い世間の中にはないと限らぬ。兒童に怖がられ、恐れられ、好かれない、厭はれる先生では到底兒童に接近することも出来ず、兒童の心性も知り得ず、共に餘所々々しく他人行儀となり、同情融和等の事は望めないから、兒童の心奥の琴線に觸れて其所に共鳴を起さしめる人格教育は施し様がない。それでは折角の教授も何の役にも立たず畢竟徒勞に歸し、あたら兒童を害ふばかりである。此の故に教師は威ありて猛げからず、温容ありて懐しむる風度あるを要すと思ふ。

◎氣高い先生、徳望ある先生。

『何だか○○先生は好ね』○○先生は自然と有難い様な感じのする先生だね』私はこの先生の前行くと何ともいへぬ善い感じがしますよ、私何時までも其所に居たいと思ひますよ』等の兒童の言を耳にすること往々ある。其の度毎に私の心は大に悦ぶ。吾人は斯様に『何となく有難味を覺える』『何とも言へぬ善い感じがする』『自然に磁石の鐵を吸付ける様に、吸付けらるゝ様になる』あの先生と御話すると氣が晴々する』等の

言葉で批評される教師を此上もなき尊い敬すべき先生であると思ふて居る。實に人間の人格、即ち全人に對して『唯何となく』といふボンヤリした言葉でなければ現せない或意味の評語の善悪は全く其の人の人格を評價して餘蘊なきもので、最も價値あり、權威あるものであると思ふ。然り人は何となく善くなくてはならぬ、何とはなしに人に善い感じを與へなければならぬ。兒童は勿論一般世人から何となく善い人であり、善い感じを與へる教育者は、それこそ立派な先生と謂ひ得るのである。兒童は言ふに及ばず、世人より厭やな人好きのせぬ人と評される様な教員では到底其の職は務まらぬ。兒童父兄にボンヤリ敬慕される所に其の教育者の全人格の顯現が眞實に見ゆるのである。其所に其の人物の奥深く、床しき有難さがあるのである。斯る先生にして始めて十全な感化を與へ、理想の教育が施されるのであると思ふ。吾人は如何にもして全人格を修養して斯る境域に達して自分の思ふ通りの教化をして見たいと日夜努力して息ざるものである。

障子の陰から、運動場の隅から、教室の中から、職員室の窓から、或は兒童の往返の仲間から聞いた兒童の詐らず、餘らず誣ひずに告白して居る此の様な私言

て頗る意味ある事柄はまだかなり澤山記憶もし、手録もしてあるが、北史崔浩傳に『夫見瓶水凍知天下之寒、管肉一瓣識饅中之味』とある如し大概は以上で類推が出来やうと思はれるし、又自分許り役に立つと

思つて書いて見ても之れがさつぱり識者には効験の無いことが往々あると言ふことを餘り自明の事と思つて居る私には此の上尙一層書き綴り行く勇氣が出ないから一先茲に擱筆することにす。

### ●統計に表はれたる不良兒童

神奈川縣薰育院 一宮 完造

普通に人は感化院とは孤兒院か或は幼年監獄の如きものと想像して居るが、實際は感化法の左の條項に該當せるものである。

第五條 感化院にありては左の各號の一に該當する者を入院せしむ

一、滿八歳以上十八歳未滿の者にして不良行爲を爲し又は不良行爲を爲すの虞あり且適當に親權を行ふものなく地方長官に於て入院を必要と認めたる者

二、十八歳未滿の者にして親權者又は後見人より入院を出願し地方長官に於て其必要を認めたる者

三、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者

第六條 入院者の在院期間は滿二十歳を超ゆることを得ず但し第五條第三號に該當する者は此限りにあらず

以上の如く操行の不良なる兒童であつて今當院に於て

昨年九月末調査せるものに依ると其收容兒童總數三百〇五人中にて其種類を區別すれば實に左の如くである

法五條の一 二百五十五人

法五條の二 四十六人

法五條の三 四人

にて其大部分は感化法第五條の第一號に相當するもの

である。

一、年齢

十八歳未滿とあれども實際は左の如くである

八歳	四人
九歳	八人
十歳	二十二
十一歳	三十八人
十二歳	五十八人
十三歳	五十七人
十四歳	五十二人
十五歳	二十人
十六歳	九人
十七歳	五人
十八歳	三人
十九歳	三人
合計	三百〇五人

八歳より其年齢の進むに従つて多くなり十三歳に至りて其頂上に達しそれより再び下降して十歳より十六歳までが最も多いのであるが、それは悪化の徴はすでに前よりありしも此年齢に至るまでは左程とも思はさるしに、彼等の生活が追々社會的となるとともに社會に表はるゝに至り若しも適當の保護者がなく此儘に捨て

置かば、將來に於て犯罪人となり社會に害毒を流すの虞ありと見なされたる者は縣下の警察署か裁判所の上申によるか又は保護者の出願によりて入院する者である、今其入院の際經由せる警察署又は出願者を示せば左の如く分布されるのである。

警察署	收容數
加賀町	三十八人
伊勢佐木町	四十二人
壽町	七十人
戸部	四十六人
山手	十八人
神奈川	十三人
横須賀	十人
浦賀	四人
川崎	六人
都田	四人
藤澤	一人
日下	二人
鎌倉	三人
戸塚	一人
大磯	四人

小田原	一人
中野	二人
松田	一人
裁判所	一人
市役所(横濱市)	二人
祖父	一人
實父	二十六人
實母	六人
兄	二人
後見人	一人
合計	三百〇五人

以て縣下の不良兒童が如何に分布して居るかを知らる事ができる、即ち其大部分は市部で郡部は其過半数にも満たぬので以て如何に都會が田舎に比して不良兒童をつくる多くの素因を有するかを知るのである、是等都會に於ける不良兒童は多くは其原籍は各府縣に涉りて田舎にあるので是を縣別によりて表示すれば左の如くである。

神奈川	百三十八人
東京	三十八人
静岡	十六人

千葉	十二人
群馬	八人
愛知	八人
茨城	七人
埼玉	六人
山梨	六人
長野	六人
新潟	六人
栃木	五人
山形	四人
福島	四人

右の外は三人以下である。

二、不良行爲

學者は彼等の不良行爲につき種々なる説明を下す其先天的或は後天的とか又は心理學上或は生理上に缺點ありとか稱ずれども誰が見ても明瞭なる事實は彼等の境遇が彼等を誘つて悪化したことである。其境遇には家庭的とか社會的其他一切の外圍の境遇あれども今其彼等不良兒童の入院前に於ける境遇は大略左の項目によりて區別される

家居	百二十七人
----	-------

奉公	三十五人
徒弟	五人
浮浪	百十七人
乞丐	二十一人
合計	三百〇五人

兒童であるから家庭に居つた者が多いが、之に次ぎては一定の職業もなくして浮浪して居つた者である。斯る境遇の者が左表の如き種類の悪事とするのである

窃盜	百七十六人
掏摸	一人
拐帶	三十五人
詐欺	八人
浪費	三十八人
浮浪	四十七人
合計	三百〇五人

勿論一人にして數種を兼ねたる者多けれども大略を區分すれば斯の如きものにして、其最も多きは窃盜で次は浮浪其次は浪費拐帶といふ順である、今此一二につき更めて述べねばならぬ。

三、盜癖

これは普通に小學校に於てさへ往々見ることのある

癖にして彼等の最も多く有するものである。大阪の感化などにも百人中七十四人までは此部に入るべきものであるとのことであるが、豈大阪のみならず日本全國否世界何れの國でも多くあることと思はれる。然かも又最も矯正し難きもの、一である。此癖には種々の原因あるに相違なけれども彼等に未だ充分に所有權の觀念が發達して居らぬことが盜癖の根源であると稱せらるゝが、實際自分のものと他人のものとの區別が明瞭でない、例へば物を與へても一時は喜ぶも忽ち其物を他人與へて省みないとか、或は自分の物と他人のものとの間違へて居つて平氣であるのである、之れか何時かは癖となりて大人にも時にはある事である。困でなくとも他人のものをよく盗む所謂手癖の悪い人を見る如く、兒童にも此種のものありて學用品など充分に所持して居りながら尙他人の物を盗むといふのがある、こは其一例に過ぎずして此外種々なる原因によるものと思はれる。

要するに最初は自分の家の物を盗む事より始まり、而して其盗みし物を大切に置いて置くのでなく直に他人に與へたり或は物と交換したりなどし、而して自分の家が非常に嚴格になるにつれて他人の家の物を盗むに至

り茲に益其上達を見るのである。

四、浮浪癖

當院に於て度々入院者が逃走を企てるが、如何に親切に何不自由なく殆んど中流生活以上の家庭の兒童の如く待遇を受けて居りながらすでに家出彷徨の癖があつて比較皆規律ある生活を厭ひて太古の遊牧時代の人民の如く彷徨したのである、斯くして夜は他人の軒下又は神社佛閣の縁下に寐ね都會に於ては公園のベンチなどに眠り晝は何處ともなく浮浪徘徊するのである。感化院に於ては其逃走を防ぐべく如何に愛の生垣を築いても其癖となりしものは容易に再發する傾向があつて度々逃走を企てるのである、抑如何なる原因によるのであるか、精神病學者は放心の結果といひ、生物學者は遊牧本能の發顯といひ、心理學者は自由を欲して飛び出すのであるといひ、教育家は訓練の足りない結果といひ、感化教育の當事者は反社會的の傾向あるもの乃ち不良の素質を有する者が非教育のために起る現象だといふて居る、其浮浪の季節は當院生の入院年月日によると

一月 十人  
二月 十三人

十四

三月	三十一人
四月	二十九人
五月	二十三人
六月	三十一人
七月	三十二人
八月	四十七人
九月	三十一人
十月	二十人
十一月	十八人
十二月	二十人
合計	三百〇五人

即ち夏季にかけて多く逃走も亦此頃が多いので、季候が浮浪を助くるのは争はれぬは事實である。而して其夏季に浮浪するものに皮膚病、冬のものに呼吸器病に罹れる者があるのである、兎に角に彼等は種々の動機によりて其遊牧本能を發揮するので若しも保護がないならば、彼等は容易に徐々に恐るべき犯罪の序幕に近づいて行くのである。

● 雜 助

(高三年讀本 研究の一端)

〔其三〕

第二橫濱中學 高 津 生

●第六課 外交(續)  
一五一 目下全權公使を置く國は支那、墨西哥、和蘭、暹羅、伯刺士爾、智利、白耳義、西班牙、瑞典の九國で(大使は一等國公使は二三等國間)辦理公使を置く處は目下之無しと、尙代理公使は外務大臣又は外務卿から他國の其の人達に對して派遣する者。

一五二 同盟、協約、宣言 小範圍ながら聞けるだけの人に聞き、見られるだけの本を見たが、どうも此等の語の有する明確な概念は與へられなかつた。専門家の教を請うたら分らうが一般の歴、政、法の書には明確に定義を下してはないやうである。素人考で思ふに、同盟協約は何れも永久的條約に對する一時的條約で、利害相關する國際間の紛争を避け平和を保つ相互的規約とても謂ふべきものであらう、同盟といひ協約といふも其の間に確たる限界はなく只比較的有力で親近的歴史的習慣的に同盟といふやうに思はれる。(日英

同盟の本文には協約の語が用ひて有る)協約といふ語も有るが此は恐らく協約と全然同一物をその見方に依りて別名を附したに過ぎないと思ふ。即ち相談交渉の過程が協商で、其の出来上つた結果について名づけられたいのが協約であらう。宣言は規約的でなく獨自一己に其の主義方針を宣明するものと思はれるが利害相關する他國の承認は豫め經なければならぬかのやうに考へる。以上只素人考を記して疑を闕いて置く。大方の君子にして明解を賜はらば至幸である。―二五頁―

一五三 機宜を誤らず 其の場々の仕方を上手にしてしくじりやしそこなひのないやうにする。  
一五四 局に當る者 當局者。直接その方面の事を取扱つて居る者。  
一五五 遺漏なきを期す 手落のないやうにと望む  
一五六 所以 漢文の「……以て……所」といふのが一熟語に約まつたのである。之に和訓ユエを附し更に

音便でユエンと讀むことに定めてゐる。ユエといつても必ずしも故といふ意にのみ使はれてはゐない。單に所の意味にのみ用ひられ、随つて意味の無いことも有ると承知してゐねばならぬ。(五九)(參照—以て……と爲す<sup>二</sup>以爲ふ)

一五七 解 刀を以て牛角を体から取離すといふ字義からして字畫も判然と分る。角の土を誤つて下に出す人が多し。

一五八 なくんば なくば。んは音便意味なし。すべて音便は發普通の字を用ふ。(但し茲に言ふ音便とは所謂音便にて、所謂、伊音便、宇音便、撥音便、促音便の四種に限る)斯かる時むとしては絶對に誤。前のユエンも同様。  
序に云ふ。すべてンと發音するものをンと書いて誤ることは一つもない。ムと書いては宜い時と悪い時と有る。ムと書いて宜いのは、助動詞中未來のム、及び此と完了と結合した即ち未來完了のテム、ナム、タラムラム(用例—行かむ、行きてむ、行きなむ、行きならむ、行けらむ)、推量のラム(用例—行くらむ)、過去推量のケム(用例—行きけむ)、助詞中強辭として係語に用ひられるナム(用例—人なむ行く)感動詞中願望を表

●第七課 瑞西の山水

一五九 予 余と同じ。吾、我より狭く、専ら自稱に用ひらる。

一六〇 歐洲 の洲と州との別。水中居るべきを洲と曰ふと註し、シマと訓ず、三角洲、在<sup>レ</sup>河之洲(詩經)本洲、太平洋の如し。歐洲は必ずしもシマではなすが他の島大陸なる洲と同格に特立するので洲とせねばなるまい。州はクニと訓ず。二七頁の相州野州を見よ。九州は九つのクニから成れる意である。

『説文』には洲を註して、もと州に作る、後人水を加へて以て州縣の字と別つと有る。即ち洲の方が俗字である。高田氏『國定漢字諺解』には尙州に水を加へて五大洲の如く大國にしたと有る。彼此對比してその衷を取るがよし、さてその用法は普通の習慣通りに従ふがよろし。

一六九 涼を趁ふ 涼は正涼は俗(二)趁は追いかけてふむことなるが故にすかさず追ふこと、詩に多く用ふと『要字鑑』に説いて有る。

教授訓練

—二六頁—

はすナム(用例—一日も早く行かなむ)の五語(未來完了と加へれば九語)に限る。此の外でンと發音するものをムと書けば皆違となる。誰さん(ハの音便)、死んだ、先んずる(ニの音便)恨んで、かんど(ミの音便)知りません(ヌの音便)だんべい(ニテアル、ベシの音便省約)、さんぬる(リの音便)何々せずんば、何々するゆゑんなり(加音)等のんはすべてむとしては誤である。さて前記の本來むと書くべき五語(或は九語)も亦音便でンと發音されるやうになつたものであるからんと書いても宜い。そこで結局ンと發音してンと書いて違ふ場合は一つも無いことになる。殊に國定讀本は高等三年用に至るまで前記の五語(或は九語)も悉クンと書いて有るのだから、現在の小學教育に於てはムをンと發音することを教へる必要や機會は唯第五十三四(?)で述べた公文の書式の外には絶對に無いのである。社會一般も之に従ふべく態々古めかしいムは用ひぬが宜いと思ふ。唯歌を色紙短冊に書くやうな場合だけはどうも古格にも従ひたい。濁点も句点も同様に一般には(書簡文等にも)用ひたいが、色紙短冊などには美といふ点から舊習に據りたい。

はつかう。杜牧之の『水村山郭酒旗風』(三體詩)など参考せよ。

一六三 拔 旁は犬に禿である。友に點ではなす。髮、跋、穢、皆然り、發音の共通せるを記憶せよ。すべて字畫と字音とは緊密な關係を有つ。

一六四 炎天も 炎天にもとした方がよからう。

一六五 岳 嶽の方が新しくて此の方がよい。

一六六 汽船、汽車 の語は福澤翁の製譯語だと聞いている。瀛は意味が違ふからいかぬ。蒸氣車(船)は扁無し(の)米で畢、竟瀛の字は今日日本に用途がない。因に支那では火車、火輪車、輪船、火輪船といふ。

—二七頁—

一六七 幽邃 邃の假名はスキ。字音に於てウ列の下に在りてイと發音するはすべてキと書き、(水、追、唯、累等)其他(ア列エ列の下に在る)はすべてイ。(愛、永、海、經、才、清等)

一六八 瀑 本來タキといふ字。瀧は本來飛泉、激瀨の義であるが、其の近似せる所からして後に和訓をタキと附けたのである。

一六九 逐うて 逐ふがハ行の動詞だからとて此のうをふと誤る勿れ。此は逐ひての音便であるからであ

る。さて逐ふてとしてもよさうであるが、其は偶々  
ふがウと讀めるからさう思はれるのであつて、決して  
逐ふの如き終止(或は連体)段にてやたの續くことは無  
いてやたの續くのは唯連用段のみである。他の行の動  
詞の終止、連体段をテタに續けて見よ。見ると、書く  
た、讀むて、死ぬるたなどは決して言はぬ。要する  
に實用としては機械的に只フからテタに續かぬとさへ  
覺えて居ればよい。

一七〇 舞踏を演ず の演ずは英語の *to dance* に當り、  
國語のものすに酷似してゐる。要するに種々の所行を  
するのするに當る(狂態を—喜劇を—血塗騒動を—出  
す—奏、—武、—技、口—、試—出—等参考)

一七一 挿書 コンクフラウといふ溪谷とスタウプ  
バックといふ瀑の由、前者は海拔二六一五尺、後者は  
落下九八〇尺。 —二八頁—

一七二 樂しまん かく形容詞の動詞に轉用したも  
の、送假名は、動詞の語尾の外に尙元の形容詞の語尾  
をも送ることに國定讀本では定めて有る。

一七三 インターランケン *Interlaken* 瑞西のサン  
及びブリエンツ湖畔に在る人口三千程の小都會で世界  
有數の避暑地といふ。鐵路の便が有る。

も當るべきもの殆ど意味なし、それにとり譯すべきか  
騾馬は驢馬と馬との雜種兒。

一七九 バイロン 一七八八年に生れ一八二四年歿  
した英國の感情の熱烈な天才詩人、身貴族に生れたが  
數奇不遇、本國を去つて瑞西、伊太利に漂遊し、最後  
は希臘の義勇軍に投じて劍戟の間に世を終つた。もし  
我が國の詩人に其の匹を求めらば、余は在原の業  
平其の人の外には無いと思ふ。白面の貴公子たる点に  
於て、數奇不遇であつた点に於て、感情の熱烈な点に  
於て、流浪の生を送つた点に於て、浮名を流したとい  
はれる点に於て。只業平にはチャイルドハロルドとか  
海賊とか、マンフレッドとかいふやうな大作が無いだ  
けである。尤も業平をして英國に生れしめたならば必  
ずや片々たる三十一字詩に満足はしなかつたであらう  
さて本文に『バイロンが人生の盛衰を嗟嘆したる名作』  
とは何の篇章を指すのか深くバイロンを讀まぬ自分に  
は分らない。但だ思ふに此の文は『人生の盛衰を嗟嘆  
し』たといふ一字一字に餘り拘泥せず『盛衰流轉定  
めなき此の人生を歌つた』と位に見るのではなからう  
か。終にバイロンの語で耳に残つてゐる一節を附記す  
る。バイロン曰く『人間は大なりされど自然は更に大

一七四 ウェンガーアルプ *Wengern alp* ウェは  
エの一字でよい譯だが世間一般がエの本音を出さぬの  
で止むなく態々不經濟にも二字を世間的に合せ用ひた  
ものであらう。ウオ(ヲ)シントン、ウイ(キ)ツテの如  
き皆然り。チト横道に入るが、余は表音假名遣の一日  
も早く社會一般の通用とならんことを渴望するもので  
キ、エ、ヲのイ、エ、オと發音されるものはすべてイ、エ、  
オと書きたい。其と同時に特にキ、エ、ヲの發音を有す  
る語にはキ、エ、ヲを用ひて其の本來の音を夫々の字に  
保留させたいと思ふ。(假名の問題に對しては余大に説  
有り、今は只一言を因に添ふるのみ) *yo yephtahigha-*  
*mountain* (高山)の意。

一七五 接近の 接近せる、或は、附近なるとも有  
るべきか。

一七六 巖下樹陰 岩は俗字、木は一般に樹は立木  
に限る。蔭は陰と通ず。

一七七 斷岸 岸はすべてさりたつたやうな處、崖  
崖と同義。キシと訓じて水の邊に限るやうに一般に思  
はれるがさうでない。

一七八 茶亭有り以て憩ふべく、騾馬有り以て騎す  
べし、此の以てはこゝでは英語の *in which on which* に  
なり』

一八〇 挿書 ルセルン湖と、非リアムテルの祠。  
テルは佐倉宗吾に匹敵すべき瑞西の義民でゲスレルと  
いふ暴逆な地方官の威を挫いた人である。吾が子の頭  
の上に林檎を載せて矢で射らせられるといふやうな手  
に汗握らせるくだりも有る。其の劇曲は獨逸の文豪シ  
レル最後の傑作、日本の忠臣藏程に彼の地では受け  
るをうである。 —三〇頁—

一八一 一條の清流潺湲として樹林に沿ひ流るゝあ  
り一條の清流あり樹林に沿ひ流る。(二二一)

一八二 筆を染む 繪を書くの殊語法。染の丸を丸  
に誤る者多し。(類例—究、尻、歩、濱、拂、疊)

一八三 數 本來の音はスであるがスウは慣用音  
(類例多し—空、通、勇、封、宮、寓、夫)

一八四 糸 糸の音はベキで全然音は違ふが形の  
相似より通用して糸にシの音を許して有る。『漢字諺  
解』に據ると蠶が吐いたばかりのが糸で、其を幾本で  
もより合せたのが糸で、字の作り方は形は重ねて却て  
義は小さくなるの例と有る。『康熙字典』糸の處に徐錯  
曰く、『一蠶吐く所を忽と爲し十忽を絲と爲し糸は五忽  
なり』と有る。序に云ふ。蚕は普通蠶の略字のやうに

見做されてゐる(其は賛成だ)が本來別の字である。字書を見よ。

一八五 消えて跡無き 大瀑の下の方の水の分子がこまかくなつて綿となり煙となり遂に消えて跡無くなるは華嚴瀑を見ても相像される。華嚴では消えるまでには行かぬが煙までにはなつてゐる。

一八六 人間 今日人といふ轉義にのみ多く使はれるが本義は文字通り人の有る間即ち人の世界のことである。本文のはその本義の方。(前學年に人間到る處青山有りの句が有つたが、此も同じく本義の方)

一八七 處とす||處なり(四)  
一八八 此の如く カクと讀んでよし。習慣上斯を多くカクとしてゐるが、カクノもコノも同義(二〇四)

一八九 低回憑弔 低回は首を低れて感慨にくれ或はふり回りくしては去るに忍びぬこと。憑はヨル、その處に來ること或は懷を寄せること。弔は訪ふこと弔と吊と誤る勿れ

一九〇 社 なかま、神社の在る處には家も人も集まるので斯く轉義したといふ。結、一交、一會、一中等を參考せよ。

一九一 愚は則ち愚なるが如し ちるかといへばお

一九五 豊太閤 豊は音レイ、禮の古字、豊と紛れやすいので後に示扁を附けたといふ。しかも今は豊を豊の略字と見て差支なし。豊の音の假名遣のホウなることは吳音のフなるによりて知らる。即ち吳音がウ列の短音にして(ウ、ク、ス、ツヌ等)漢音がオ列の長音(オ、コー、ツイー等)となるものは其の假名遣はオ列の字にウか附けるのが定則。(工、僧、通、頭、奉、夢、勇)

一九六 一世を蓋ふ 世の中全体を壓倒す、世の中全体の上に在ること。

一九七 宣教師某 の名は知らぬが『歐人云々』と書いて有る書物は『日本西教史』と曰ふといふ。

一九八 點茶 テンチャ 抹茶即ち碾茶(之に薄茶と濃茶との別あり)を湯に立てること。序にいふ。茶の漢音はタ吳音はサ。チャといふのは慣用音。尙序に茶話はチャワ、サワ、チャバナシ何れも可。言海にはサワなし。さて話の漢音はクワイ吳音はエ。ワは慣用音なり。

一九九 ……たりとぞ ぞには文末に在ると文中に在るとの二形式有り(意味は異ならず)。文末に在る時は連体段に續き(例一千載の一遇なるぞ。口をしかりし

ろかなやうだ。則ちはレバ、則と俗に稱する。『何々なれば則ち』といふやうな例が多いからである。もう一步進んで日本文法に匹を求めるなら、此は正に助詞のバ又はハに當るものである。漢文を譯讀して此の字の上までを『……ば』……は』と讀み來れば既に已に則は讀込まれた譯で殊更にスナハチと附加へなくても宜いのだ。要するに則は接續詞としての働の外に別義は無いのである。

一九二 假令 カリニ……シムといふ副詞(カリニ)と助動詞(シム)とを一つにして更にタトヒといふ副詞に訓ぜしめたものである。(一五六參照)此の語をタトヘといふのは譌であるタトヘは譬、例の方である。區別して欲しい。

一九三 希望せずんばあらず||布望せずはあらず(一五八)希望するあり||希望す。  
一九四 筆者 末松謙澄 青萍と號す。和漢英文行くとして可ならざるなし。曾てロンドンに於て其の源氏物語の英譯が出版された。今はたしか樞密顧問家で曾ては大臣にもなられた。伊藤博文公の女婿。和田垣博士、志賀矧川氏と共に大供の三幅對といはる。

●第八課 陶磁器

ぞ、文中に在る時は係語となつて、下の結語を連体段にする。本文の此のぞは一寸見ると文末に在るが實は文中のもの即ち係語になつてゐるのであつて結語(いふとか傳ふるとかの)は略されてゐるのである。だから口譯の場合には其の略された結語を補ふがよい。

尤も右は本に溯つて論じたので、さうまでせずとも……したとよ』のよといふ感動詞位に見て無論差支なし。

二〇〇 征韓の役を終へて かゝる場合終りてと自動詞を用ひ誤る勿れ『征韓の役終りて』は無論宜しい、口語では終るが他動詞になつてゐるが文語では飽くまで區別したい。曾て帝國大學の卒業證書に『業を終る云々』と有つたのを非難されて改めたといふことを聞いた。

二〇一 歸るや 歸る時||歸つた時(現寫法)(五)  
二〇二 長足の進歩 非常な進み方。足と歩と縁語毎々言ふが歩の字書注意。

二〇三 面目を一新す すつかり様子が變る。今までとはまるで違ふ。  
一にみなく、すべての意有り、(一座、一山、一天)

二〇四 斯の業 斯を此と註するが此より軽く此の如く彼に對することなしと有る。余按ずるに輕いといふのは特に或る小部分を指さずぼんやり指すといふ程の意であらう。ぼんやり指すからして一方には指されるものが廣くなり随つて何となしに期の方が大きやかな事物に用ひられるやうである。(斯文、斯界、斯壇等参考) —三四頁—

二〇五 推獎に値せり 推獎するに値せり 推獎する値有り。

二〇六 唐物 カラモノと讀む。支那より舶來せる雜貨。タウプツといふ時は支那及び諸外國より舶來せるもの。

二〇七 千鳥の香爐 種々の説が有る。(一)足利義政が加茂川に千鳥を開きに行つて居る間に手あぶりをしたからしてと名づけた。(二)千利休が三條橋を通つた時伽羅の香がする。何處からかと索めたら其は師の紹鷗が香爐を携へつゝ千鳥を聞いてゐたのであつた依て其に—の名をつけた。(三)其の香爐の端と足が白く出來てゐるので千鳥になぞらへて命名した。(附言—余會て四國に奉職してゐた時白峰寺に參詣して特に同寺住に依て崇徳院が綾歌川へ千鳥を開きに出でました

度毎に携へたもうたといふ青磁の香爐を拜觀するを得た)

以上は千鳥といふ名目に就いての諸説であるが、其の實物は轉々して秀吉、仙石家に入り今は畏くも御物となつてゐるとかいふ。石川五右衛門が盗みに這入つたなど傳はるにつけても當時有名であつたことが分る。

二〇八 錦欄樣 ニシキデ、デはあので、此のてのてで、夫々の樣式といふほどの意。碯手、きりんで、牡丹手などいふも有る由、夫々の模様形式によつて名づけられたのであらう。

二〇九 正宗 俗にいふ。本家本元の意。

—三五頁—

二一〇 の製作に妙技を揮ひ 妙技を揮ひて製作し、(次の項參照)

二一一 趣致掬すべきもの 掬すべき趣致のもの、斯く句法を轉換するも解釋の一良法(一八一)趣も致もおもむきの意。雅、景、風等の字を夫々趣、致に熟さして見よ。掬すは愛すと同じ。

二一二 乾山燒 ケンザンヤキ。作者尾形乾山は名畫工光琳の弟とぞ。 —三六頁—

二一三 信樂燒 シガラキヤキ 近江産(尙言海を

見よ)

二一四 常滑燒 トコナベヤキ 尾張産(同右)

—三七頁—

二一五 超 越は有形的動的。超は無形的靜的で數量、程度等の事に主として用ふ。

二一六 參考書 横井時冬氏の日本工業史。

●第九課 佐夜の中山

二一七 江戸 江戸の義。元、橋の名から都の名に轉じたらうといふ太田南畝の説に吉田氏は地名辭書に賛同してゐる。

二一八 靈巖島 深川海邊町の内靈巖寺(淨土宗の巨利)邊を靈巖島町といふと。此のあたりもと廣汀であつたのが變じて陸地となつたと傳ふ。

二一九 間屋 トヒヤ又はトンヤといふ。間丸とも言つた。集ひ屋の略か、古くは集屋と稱したと言海に記して有る。

二二〇 羨 三水を二水に誤るなかれ。羨は音イ、夏の地名で全然別字。序にいふ。盜も三水であつて二水は誤。二一に擧げた所の三水二水に依て正俗を分つるとは又別のものである。

二二一 やはか どうして、どうしても。僕思ふに此のやははもと『人の餘せし食物など貰ひて食ふべしやは』の如く文末に有つたものが(やは疑問の助詞、はは感動詞)上に置き變つてきて又疑問の助詞のかをつけて『やはかといふ副詞になつたものだらう。此の類は多い。須らく、曰くの如きは元より、況やなども『……を言はんや』といふのが上に置き換へられたものに違ない。 —三八頁—

二二二 尋常 シンジャウ、ヨノツネどちらに讀んでも宜からう。序にいふが軍記物語などに在る尋常は今の意味と違つて、なみ以上といふ義である。尋常に飾つたる船(平家物語扇の的の條)は美しく飾つた船の義、『尋常に勝負せよ』といふは、立派にいさざよく勝負せよといふことである。

二二三 いづこの家の者ぞ 此のぞは一九九に述べた文末に置かれたぞで、名詞に直ちに續いてゐるやうだが實は『いづこの家の者なるぞ』の省略されたものである。

二二四 我等が家 我等は家族を含めて複數にしたといふ譯でなく、たゞ我が家といふのと同様である。複數の形で單數にも用ひられるのは外にも有る。吾が

輩、身共、おいら、友達、公達の如し。

二二五 童親の質を繼ぎてヤ云々 前に親の性質に就いて書いてない、此で親の性質も側寫される譯にはなるが、本文に於ては餘りに唐突で、妙でないと思はれる。どうせ編者の手で直す以上此の句も取つてしまつたがよかつたらう。

二二六 それこそ彼が幸ならめ 〓それが彼の幸ならむ(ん) 一三九頁

二二七 忠言耳に逆ふの習 〓は後の文句を引出す爲の副詞句。日本文としては第四行目に在る『財集れば奢る習とて』の如く此の習の下にもとてを入れるのが雅馴である。併し、此の省略は世間普通に用ひられるも、次の句との變化といふ方面から見れば強ちに咎むべきでない。

二二八 家さへ 家までも、家をまで

二二九 萬鎰の黄金 バンイツ。鎰には二十兩或は三十兩などの註も有るが、萬鎰はこゝでは巨額といふほどの意。

二三〇 茶道 サダツ

二三一 名に負ふ 名を負ふと同じいがにの方が強い。(類例―其の色に愛て) 名を負うてゐる 〓名を有せ

る 〓有名な 〓名高い。

二三二 逆井 サカサ井。兩國より一里半、南葛飾郡役所々在地とか。

二三三 煙の代 ケムリノシロ。薪の代 〓薪水の料 〓生活費。 一四〇頁

二三四 導引 ダウイン。按摩揉療治の事。血脈の運行をみちびくの語意。

二三五 すぎはひ すぎは口すぎ、世すぎのすぎ、はひは名詞を作る接尾語、なりはひ、くさはひ、さいはひ、わざはひ等を参考せよ。

二三六 甘んじて まづい物をも甘いとすること。轉じて、いやな事をいやに思はぬ意。不平をいはずに或は又向上せずに満足自足するの意に用ふ。

二三七 取出でて 取出してと同じ。今は出づを主として自動詞に使ふが古くは専ら他動詞に用ひられたのである。かく時の古今に依て、自他を異にする動詞も少くない。(世を乱る。富士一つ埋み残して青葉哉等參照)

二三八 世に出ずば又とは越さじ我が爲のいのちなりけり佐夜の中山 此の歌を解するには是非西行の本歌を知らねばならぬ。西行が二度東に下つた時、此

來てさて評して司馬相如のは彼一個人の爲である。此は主人の爲の誓言である。同日の論ではないと。曰つて大に中吉の忠を稱揚してゐる。

二三九 同じきわざに便を得て 導引の業か都合よく行つて。かゝる時の同じきを今は多く同じとするが無論同じきの方が正しい(連体段を名詞が承接するのは一般定期)但し不思議にも、同じ形容詞の内でも此の語だけが昔から誤用されてゐる。

二四〇 永く 長は空間的(物の長さ)、永は時間的(時のながさ)。但し長は時間的にも使はれるが永は空間的には使はれない。

二四一 記念 記念としてもよい。記の方が古く使はれてゐる。(附言―教科書の記の字の無細工になつてゐるのはわざ／＼此だけを木版にしたからで―すべて無細工なのは新製木版と思へ―木版で別に拵へた理由は僕思ふに記字の傍は已である。然るに一般の活字は已や己になつてゐる、そこで正しかるべくといふ譯で特に木版にほらせたに違ない。所が滑稽な事には扁の方がまた違つて來た、言扁の正確なのは二を二つに口である。此の方は一般活字がさう出來てゐるのに教科書のは点になつてゐる。前門の何とちやあるまいか

處で『年たけてまた越ゆべしと思ひきや命なりけり佐夜の中山』と詠んだ。其の意は、此の前に此の地を通つた時に、何年かの後に再びこの佐夜の中山を越えよ(思つたが)「思ひはしなかつた」そはとにかくかうして今二度通るも今日まで命が有つたからだ。「本當に物は命だ、命あつての物種だ」といふことである。此の本歌がよく分れば、本文の歌は自ら解決されよう。出世しなれば二度と歸るまい、いのちなりけり云々と昔西行法師はいはれたが其は正に自分の事だ、首尾よく成功してさて壽命が有つたら二度此處を越えようといふ義である。わが爲のは西行の本歌に對して言つたのでわが爲の命と餘り直接に結びつけすぎると一寸分らなくなつて來る。さうせずにあつさり、ぼんやりとつゞけて見るがよい。

さて、雲萍雜誌の原文では第六行の『旅路の資なれとて』から『いとやす／＼と浪華に赴き云々』と第十一行の其に續けて有つて、此の歌は別に次の章に著者淇園が自ら江戸へ赴く途次此處に立寄り慈照といふ留守僧に聞いて書きとめたといふやうにして有る。尙原文では淇園が支那の司馬相如が昇仙橋の柱に題したと云ふ『大丈夫不乘騮馬、不復過此橋』の句を引いて

二四二 □の中に云々 此の□は何と讀んだものか  
『知らぬ字は何といふ字に讀んでおき』と川柳にも有る  
が、字でないから無論讀みやうはない。原文見ると(百  
家説林本)カクと振假名して有る。

二四三 今も浪華に富榮ゆとなん ぞ、なん、こそ、  
や、かの五係語の内疑問のや、かは文の中下につき、  
他の強め辞の三つの内ぞは中下につくが(一九九、二二  
三)こそとなんは決して文末には使はれぬ。若し其が  
文末に有つたら、其の下に結語が略されて有るのであ  
る。(二五〇)本文も即ち此の下に『語り傳ふる』とか

『聞きし』とかいふ結語が省かれてゐるのである。

二四四 餘言 原文には尙中吉の後日も書いて有る  
其に據ると中吉は後に諸崎の一人娘を娶り、其の後家  
號を相續者に譲つてからは庄兵衛と稱したといふ。又  
四十二頁で原文をやゝ改作して有ると述べたが、四〇  
頁の『内には家を保つのを失ひ』といふ處に、原文  
では諸崎の妻なる女の操を破り遂に何れへか逐電した  
といふ事が書加へて有る。

二四五 作者 柳澤淇園本多里恭支那風に柳里恭と  
いふ。大和郡山藩同姓の元臣で文藝武術に於て人に師  
たる者十六に及んだといはれた程に多能多技、而して

人物は頗る飄逸不羈であつた。畫家としては日本有數  
の人である。同じ淇園の號て皆川といふ別の人が有る  
混する勿れ。

附記 漢字に關する參考書

- 漢字要覽 國語調査會編 三十五錢
- 漢字の製作構造、變遷、字体、体音、字訓、熟字、本邦假借字、本邦製作字等漢字に關する全般の事項を大まかに記したもので、漢字に關する一般概念を得るには良いが直接の實用には不足の点が多い
- 漢字の研究 安達常正著 六合館發行 一圓三十錢
- 文字の研究 後藤朝太郎著 成美堂發行 四圓五十錢
- 二書とも漢字について種々に研究されたものである。どちらかといへば安達氏の方の簡要なるを推す
- 漢字詳解 高田忠周著 西東書房發行 九圓
- あらゆる漢字について根本的に歴史的に其の字畫製作の由來變化を詳説された苦心の大作。全卷二千六百頁 著者の手づから淨書したものを書真版にて印刷す
- 國定漢字詳解 同著 同發行 一圓
- 國定漢字通覽 平松折次著 光風館發行 一圓二十錢
- 二書とも尋常科讀本中の漢字一三六〇について研究せるもの。前者は漢字詳解を小さくしたやうなもの。而して一々其の行草篆をも示す。菊版二七八頁の好著。後者三六版四七二頁のもので、讀本所出の巻頭頁、正俗、筆順、畫數、同訓異義を簡明に書いて有る良著
- 右の外後藤朝太郎著漢字章の系統、樋口銅半著漢字雜話、高田忠周著漢字原理、同説文捷要等及び故人の遺著に夫々特色有るは言ふま

でもないがまづ前述のものて用は足りてあらう。  
同訓異義については前々號に附言しておいた。字書としては康熙字典(縮刷二圓)のオトリリテイといふでもない。和譯の字書として康熙字典に當るものは三省堂の漢和字典(四圓)だが、手頃

なのは濱野和三郎著新譯漢和字典(二圓五十錢)である。熟語では池田四郎次郎著故事熟語大辭典(六圓)の方が簡野道明著故事成語大辭典(縮刷三圓五十錢)を凌駕してゐるやうだ。

文苑

鈴木鶴栖翁碑銘

鶴栖翁一生事業。在稼穡耕耘。至老弗渝。日夕巡視田圃。曰觀禾蔬滋殖。是吾養生方耳矣。翁爲誰。曰鈴木氏稱清右衛門者。相州三浦郡初聲村大井林右衛門第四子。稱八十五郎。幼穎悟好讀書習算。邑有安樂寺。主僧梅月。博通内外典。翁乃執贄。晝耕夜讀。居數年業大進。年廿六。出嗣鈴木氏。稱清右衛門。爾來殆五十年。每日牽馬。晨出夜歸。拮据勵精。事養祖父及母承奉頗勤。尤用心教育。以軀率子弟。家道益興。德化周鄰。鄉黨緝睦。又學俳句江戸人八巢謝德。諷詠遺興。

田邊松坡

晚爲村會及郡聯合會議員。盡瘁備荒貯蓄。地租改正。土地調査等事。明治十六年。讓家長子。辭公職。而猶負鄉重望。且不廢農事。暇則漫游四方。探名勝。賽神佛。配鈴木氏。生七男。曰一郎。嗣家會奉職兵庫福岡二縣視學。曰包直。出嗣北村氏。現爲橫須賀高等女學校長。曰慶藏。別起家。業農。兼村郡農會議員。曰唯直。出嗣永島氏。現爲鹿兒島縣篠川農學校長。曰長五郎。補陸軍騎兵。戍臺灣。陳歿。曰清一。出嗣鈴木氏業農。曰俊行。今在東京帝國大學專攻哲學。有孫十三

人。曾孫二人。家門極隆。大正三年一月七日賦俳句一章曰。極樂爾步美心耶春之旅。渣焉長逝。得壽七十有六。葬初聲村先塋之次。翁性溫厚謹恪。未曾與人爭。持己謙抑。以一農夫自處。幕府末。久比里坂開鑿碑成也。翁一日牽馬佇立其前。會有警備下浦某藩士數名。嗤曰。偷父焉能解碑文邪。翁顧曰。文非可以佩刀讀者讀誦一過。士輩赧然。翁每曰。吾會心句。概着想農務忙劇之間者也。至兒孫言動職業等。毫不檢束。曰十人十色。柳綠花紅。但莫荒怠則可也。長五郎之歿也。翁從容曰。吾家多子。而今亡其一于兵役。聊有面目可以對人焉。其疾革也。家人圍枕乞遺言。翁曰。吾平生言行。皆可以抵遺言。強問。曰昆弟一門宜諧和焉。頃日北村君來乞銘。銘曰。

三浦老農。布衣天爵。志非溫飽。夙夜勞作。餘事風流。胸中綽綽。七兒樹立。天倫最樂。元氣益壯。顏童髮鶴。於戲此翁。鄉黨木鐸。暖暖古村。風俗不薄。遺德千秋。勒珉傳略。

### ●漢詩

石原神奈川縣知事每歲選管内篤行者三名

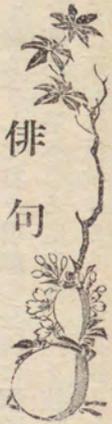
新年始政之日賜褒賞今茲大正四乙卯小清水  
豐女被賞豐女足柄上郡中井村人賦以紀事

足柄 勾 涯 生

大正乙卯歲。山河萬里春。時雖屬諒闇。已看梅柳新我皇聰而慧。舜孝兼堯仁。四海歸恩澤。文武共振々太守多善政。奉命撫此民。年首依前例。表彰三婦人事蹟甚誠實。嘉賞賜白銀。就中阿豐女。貞節罕比倫聞曾侍父母。糟糠不厭貧。夫遭不測禍。療養轉湘濱遂化墓邊草。衷情悲宿因。擁一男二女。陋屋甘沈淪淚墜索乳夕。愁纏繞膝晨。素無一囊粟。曷有十束薪耕耘勸收穫。粉骨又壘身。廿年如一日。隱忍嘗酸辛織手營生計。感化及四鄰。稚女修學業。聊知報慈親長女辭婚嫁。銳意慰其町。男也勤農事。尺蠖將有伸團樂和樂裡。霽々見天真。

書懷 全

方知四十九年非。戰々兢々恐誤機。休笑先生成敗跡。青天未見木鷲飛。天霽東風氣象新。南窓已綻數枝春。誰言五十知天命。學海洋々尙問津。政壇還見起風雲。一掃李牛明黨群。吾輩新春無個事。細談愛國與忠君。



### 俳句

小林 綠

三丈の機織りあぐる日永哉  
菜の花や酒買ひに行く隣村  
豚臭き風に桃散る眞晝哉  
一と株の芹によどむや春の水  
夜櫻や重たき藁の打ち心  
その昔草薙ぎ給ふ春野かな  
宣長の歌に懐しやまさくら  
勅願の寺しづかなり八重櫻  
畑打ち愚なるが如き男かな  
櫻咲く庭に尊き朝日かな  
木蘭に一縷の香の煙哉

○三月小吟

鹿 外 子

手にとれば解<sup>り</sup>て流れぬ春の雪  
下萌や懐しみ讀む英雄傳  
下萌や美しくなる學校園  
麗かや一鞭馬の遠駛り

文 苑

春の日の柳を手折る心哉  
梅白し弓に風切る寺の奥  
果樹園の缺の音や春淺き  
大雪の樞に隠れし雀かな  
大雪に危く見えし土橋哉  
岸を打つ波の重たし船の雪

春季乱題

高座郡海老名小學校

山崎白帆

初大鼓響き渡るや神路山  
富士筑波右と左に霞みけり  
古池に蛙の音や春の雨  
春風や洗ふた髪の乾くほど  
梅咲くや塵一つ無き神の庭  
江南の梅皆白き二月かな  
繼子の羨めし相や雛の前  
唸りつゝ飛行機遠く霞みけり  
桃咲くや新木造りの一構  
長閑なる運動場や蝶々飛ぶ

麥十句

高座郡田名村堀之内

北島銀扇

日はのどか臍まで伸びし麥の<sup>た</sup>

二十九

麥伸びて庚申塔のかくれけり  
足止めて見るや賞得し麥の作  
黒穂ぬくかひな眞白し麥の畑  
うね／＼と畑より畑へ麥のこ  
麥の畑動くや白き頬かむり

麥畑や家の棟のみ見ゆる村  
美しやまろく露おく畑の麥  
巾二間林にそふて伸びぬ麥  
軒端から續くや廣き麥の原

雜 録

◎ 徵兵検査に關する所見

甲府聯隊區司令官 石 浦 謙 二 郎

本年度當聯隊區徵兵検査簡閱點呼に付所見の一端を  
述へ各員の參考に供す

一、徵兵忌避

諸種の報告に徵するに、近年兵役を忌避するもの著  
しく減少し、表面好成绩を示しあるか如きも事實に於  
ては決して然らずして益々増加し全國に瀾漫せる現況  
なるは誠に寒心に堪へざる處なり、熟々彼等忌避者の  
状態を観るに頑強に抵抗するもの漸次減少し、全國に

於ける所罰者の數も亦隨て減少せり、これ國民教育の  
普及は兵役の國民最大義務の一たることを理解せし結  
果なるへきも物質的文明の餘波は生活難となり、文弱  
なる思想の發達となり、義務履行の重要なることは自  
覺しあるも其局に當るに際して爲し得れば之を免れん  
と圖るに至れり。

然るに、當聯隊區管内に於ける狀況は稍其趣きを異  
にし、昨年度の二百四十七名の忌避者に對し本年度は

百十四名にして半数以上に減したりと雖も受檢者の詐  
稱程度極めて強く、本職の説諭に對し頑強に障害ある  
を主張し道理に服せず、或は數年前より計畫して故意  
に忌避を企てたるを自白せるもの、如き兩縣を通して  
六名の多數を生じ、遂に告發するの止むを得ざるに至  
りしは誠に遺憾とする處なり、昨年度に於て一名も此  
の如き強度の忌避者か生せずして本年度に多數を見た  
るは其原因那邊に存するやを知る能はざるも、昨年度  
に於て一名の告發者を出さざりしは却て彼等の悪意を  
増長せしめたるに非らざるやを疑はしむる點なきに非  
らず、就中昨年度神奈川縣愛甲郡の検査に際し忌避を  
企てたる壯丁にして体格上成種延期となり本年度の檢  
査に再び疾病を詐稱し懲役二ヶ年に處せられたるか如  
き、又山梨縣北巨摩郡に於て現役兵を志願し合格した  
るものにして右手示指を切斷し懲役四ヶ月に處せられ  
たるものあり之れ陽に志願兵を装ひ陰に忌避を企圖せ  
しものにして其心情惡みても尙餘りありと雖はざるへ  
からず。

本年度花柳病患者の數は別表に示すか如く、昨年度  
に比し約三倍の激増にして、之れ亦忌避の手段として  
看過すへからざる重要なる現象なりとす、近年青年の

柔弱なる氣風は、徵兵忌避のため各種の手段を講ずる  
に至り、管内某地方の如きには花柳病の帶患者は徵兵  
検査の際成種延期となり、又入營に際しては即日歸郷  
となるを以て、忌避のためには良好なる方法なりとし  
検査前又は入營前に之に罹るを喜び特々たるもの多し  
との流説あるを仄聞するに至つては誠に慨嘆に堪へざ  
る次第なり、昨年度の帶患者平均一、二一%に對し本  
年度は實に三、一六%を算するを見しは、今俄に其原因  
を斷定し能はざるも、或は前記の如き風説の其一因を  
なすに非らざるかを疑はしむるものあり、若し此の風  
説をして信なりとせば、彼等の腐敗墮落は遂に那邊に  
至り停止すへきや此の如くにして軍隊に善良なる壯丁  
を供給するを得ず、國民としては所謂亡國病なる茶毒  
を無限に流布するに至り國家の將來誠に寒心に堪へざ  
る處なり。

二、壯丁体格の良否及疾病

其一 体格の良否

本年度の検査成績は別表に示す如く、甲種約二、八%  
乙種約三五%、丙種約三六%、成種一%にして、之  
を前年に比するに於て甲種に於て約二%を減したるも  
合格者全体(合格は甲乙丙種を云ふ)を通する時は約三

%を増加し其成績前年度に著しき大差なしと雖も、甲種の減少せしは、其成績良好なりと推稱し難し、其五尺以上の身長を有するものにして乙種となり、或は丙丁種となりたるものは、頭部及腹部に疾患に因するもの少からずと雖も、其多くは筋骨薄弱に原因せるもの多し、之青年の氣風漸く柔弱に傾き、勞働を厭ひ生存競争の激烈は益々營良を不良ならしむるに非らざるかを疑はしむるものなり。

兩縣に於ける成績は、前年と同じく山梨縣に比し神奈川縣は概して良好にして、甲種は殆ど同様なるも合格者總計に於て約1%多し、從來徵兵検査は兩縣交互に施行し、四月乃至六月下旬に亘る區域は其成績良好にして、七月乃至八月下旬暑熱の季節に亘る區域は、之に反するの傾向ありしも、本年は其趣きを異にし、七月以降に於て受檢したる神奈川縣の成績は却て良好なり、又平均身長山梨縣の五尺一寸九分に對し神奈川縣の五尺二寸一分、平均体重山梨縣の十三貫三百五十八匁六に比し神奈川縣の十三貫四百二十八匁、更に之を丙丁種中短尺者に就て比較する時は山梨縣の約3%の多きを示し其數漸次増加の傾向あり。

其二 疾 病

本年度「トラホーム」分布の狀況は別表に示すか如し其成績は一六、六八%にして前年度に比し二、四八%の増加を見る、蓋し其數決して僅少なりとせず、今兩縣の成績を比較するに山梨縣の一四、七三%に對し神奈川縣の約三、%多きは其原因を斷定し難きも風土の關係に基因するならんか、而して横濱横須賀市の如き市街地は比較的其數少なく又壯丁の該症帶有者は教育あるものには稀にして職工及漁農業者中の比較的教育程度低きものに多數なるは、個人衛生及豫防の確實ならざるに原因するものと思料す。

花柳病分布の概況は既に述べたる如く著しき増加を見たり、而して兩縣とも前年に比し何れも増加し其成績山梨縣は神奈川縣に比し少きこと一、九〇%にして、前年に對する増加率は山梨縣約二倍神奈川縣約三倍にして「トラホーム」分布の狀況と相反し、市街地に於て最も猖獗を極め較極的教育程度高きものに多く、僻地の素朴なる壯丁には稀に見る處にして、其帶患者の傳染經路を調査するに概ね別表に示すか如し。

大正三年徵兵體格成績比較表

神 奈 川 縣

備考	合計	區 分		合 格		不 合 格						
		壯 丁	人 員	者		者						
				甲 種	乙 種	丙 種	丁 種					
		全上%	第一種	全上%	計	全上%	丙種	全上%	丁種	全上%	戊種	全上%
		二七、七六	六三	一八、一三	二八	七、五三	一七、七六	一、五	五、〇三	二	〇、六七	
		四四、九一	六三	二五、七二	二八	七、七〇	二四、六六	七、八	四、四二	三	〇、七五	
		三三、八〇	六三	一〇、三三	二八	六、八六	二七、五五	二、七	五、八二	三	〇、七〇	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、八〇	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		二二、一五	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三	四、九一	三	〇、七六	
		三三、七九	六三	二、八四	二八	一、〇九	二〇、一一	一、三	三、七七	三	〇、七六	
		四四、九一	六三	三、六四	二八	一、七三	二一、七七	一、三				





論したけれども英祖は應じなかつた、正安元年八月（一九五九年）歸らぬ人となつた、時に年七十一、人民は父母を失つた様に號泣したさうである。

察度王 察度は浦添謝名の農夫奥間親方の子である。

察度は成長後も業を勵まず、たゞぶら／＼遊んでゐた、時に勝連按司に一人の女があつて才色ともに勝れて居たから富貴の子弟が頻りに婚を來めた。けれども皆之を斥けた、察度これを聞いて自ら按司の家に行つて婚を求めた。たま／＼娘戸より之を見て喜び父にいふやう『彼こそ眞に妾の夫である』と、父怒つて『彼は農を業とする賤しいものである、彼の如き賤しい者と婚を結ばば世の物笑ひになると。娘は『彼は今は賤しいけれど他日必ず高貴の人になるだらう』と強ひて願ふたから父も遂に許すやうになつた。察度彼を迎ふる時『汝は富貴の家に生れて榮華を極めて居るが、私は貧賤の家に生れて僅かに糊口をしのぐだけである』と告ぐると、女は『命のまゝに従ひます』と察度の賤が屋に赴いた。その後本土の商船が鐵を乗せて牧港に來た。察度之を買ふて耕具を造り村民に與へた。村民察度を慕ふこと父母のやうで、推されて浦添按司となり後中山王にまで進んだ。時に年三十であつた。

尙巴志王 巴志、祖先是伊平屋島から起つた微賤のものであつた、身の丈は五尺に達しないけれども、資性勇武で策略に長じて居た。

佐敷に城を構へ佐敷小按司と稱へた。其の頃中山は衰へて武寧王の威信が行はれぬやうになつた。巴志は破竹の勢で中山を攻めたから武寧王は遂に敗れて降を請うた。諸按司は巴志を中山王に立てやうとしたが固く辭して父を中山王にした。

巴志は財を貯へ兵を訓練して時の來るのを待つて居たが、北山王樊安知が兵を擧げることを知いて之を攻め破つた。父（思紹王）は全島を一統せずして歿したから巴志は遂に王位に上つた。後南山を亡して沖繩百餘年の争を一統して春風のやうな平和を見るやうになつた永享二年（二〇九〇年）使を明に遣はして三山の合一を告げて冊封を請ふた、明主巴志を琉球國中山王に封じて尙姓を授けた。琉球國王の尙姓はこれから始まつた護佐丸 護佐丸盛春公は尙巴志より尙泰久に至るまで五代に仕へた人である。其祖先是代々中山に仕へ、尙思紹王の前代から思納間切山田の城主として、北山防禦の任にあつてゐたといふことである。ところが山間に成長した北方の健兒を防ぐには思納の山林の間

で防ぐより寧ろ讀谷山の平野で喰止めるが得策だらうといふので城を座喜味に築いてこゝに移るやうになつた、三山統一後は専ら内治に力をつくしてゐたが、阿麻和利が現はるゝに及んで中城に移るやうになつた。勝連按司阿麻和利は卑賤より身を起して、才略衆に拔んで夙に大志を抱き兵馬を整へて時の至るを待つて居た、所が護佐丸の兵の優秀なのに恐れて事を擧げるこゝが出来なかつた。

そこで計を廻らし夜陰に舟路與那原に上陸して、ひそかに首里城に赴いて尙泰久王に護佐丸を讒訴した。泰久王は初め之を信じなかつたが、人を遣して護佐丸の動靜を探らしめたらば、阿麻和利に對する兵備を叛旗をあげる用意であると誤解せる報告によつて、俄かに護佐丸を疑ひ早速阿麻和利に護佐丸を討たしめた。護佐丸は侍臣と共に酒を召して中秋の月を賞して居たが、人馬騒がしく次第に城に近づいて來たので、阿麻和利の策略に陥つたことを悟つたが、王命如何ともすることが出来ず、遂に妻子を殺し潔く自刃し果てた。

阿麻和利は護佐丸を殺して天下に恐るべき人物の居ないのに乘じ竊かに兵を擧げやうとしたが、鬼大城に探知せられて之に亡ぼされてしまつた。こゝに護佐丸

の誠忠が明かになつて、琉球の楠公と歌はれるやうになつた。護佐丸は學問深く又築城術にも非凡の知識を持つて居た。實に琉球に於ける理想的武將であつた。

尙圓王 尙圓は伊平屋島から興つたから俗に伊平屋王ともいつて居る。尙圓の家は貧しかつたがよく農事に務めて居た。或る早魃の時水田悉く涸れたけれども尙圓の田ばかりは水が豊かであつた。村民は水を盗むものと思つて殺さうとした。尙圓は之を聞いて妻と弟を携へて國頭に逃れ、越來王子尙泰久に仕へた、泰久その才能を愛して國王尙思達に紹介した、後泰久が國主となつた時累進して内間の地頭となり領内が大に治まつた。

尙泰久王の歿後尙德王が立つに及んで國政が乱れた尙圓は品行方正で『人の君たるものは徳を修めて仁政を施し百姓を撫育しなければならぬ』と度々諫めたけれども用ひられなかつた。

尙德王の死後國人その世子を殺した、そこで諸官が尙圓を推戴しやうとしたが固辭して海濱に逃れた、諸官追ひ來て切に請ふて止まなかつたから、心を決めて首里に入つて國王となつた。

努めて仁政を敷き能に依つて職を與へたから、庶民

が心服した、文明八年(二二二三年)年六十二で歿したが、人民號泣して悲んだ。

儀間眞常 眞常は弘治三年(二二二七年)那覇の垣花に生れた。文祿二年父の家督をつぎて眞和志間切儀間村の地頭職に任ぜられた。野國總管が支那から輸入した甘藷の栽培法と繁殖について苦心し、其の熱誠の結果は僅か十五年間普く國中に分布せしめて、五穀の補助となさしめたのである。

眞常が製糖をはじめたのは今から二百八十年前で、その領地の儀間村の人民をして福州に行つて學ばしめたので、遂に國中に普及したといふことである。今では實に沖繩に於ける生産物中の主要品となつてゐる。又眞常は薩州より木綿の種子を移してその園内に試植し廣く國內に傳播せしめたといふことである。當時那覇泉崎に寄寓して居た内地婦女より木綿の製法を練習して、大帯を織らしめたといふことは沖繩に於ける木綿織の初めである。

眞常は八十八歳の天壽を全うして永眠された。墳墓は風光明媚な住吉の浦にある。

野國總管 野國總管は北谷野國の生れて、慶長の頃總管といふ旅行役となつて支那福州に渡り公務を終つて

尙享 具志川王子尙享は將軍家網時代の人である。性質純良清廉でしかも聰明で、其の言行も缺くる所がなく學識も衆に秀でて居た、時人尊んで聖人と呼んで居た。承應三年(二二二四年)擧げられて攝政となり、尙質を輔翼すること十三年、夙夜心を國政に勞して銳意諸弊を改め、またその處置公平であつた、尙質王の治政の擧つたのは尙享、尙象賢二相の功によつたのである。

尙享は能く人を見る明があつた、其の將來を豫言して的中しないことはなかつた、或時邸内へ京太郎を見に来た尙象賢を見て『此兒は凡兒ではない宰相たる器がある。將來私に代つて國政を執つて赫々たる治績を擧げるであらう』といつたさうだが、其の言の様に良宰相となつた。

尙象賢 幼時から明敏で六七歳の時から、もう常人でなかつた。成長の後も言行を慎しみ、質素儉約能く家を治めた。

寛文六年(二二二六年)攝政となつて、尙質、尙貞二主を扶け、國事に努力して制度を改め政綱を張り、農務を起し山林を開き、島津氏征伐後の財政を整理するに人並ならぬ働をした。また賢才をすゝめたから百官

歸航の時甘藷が國益をなすことの多大な事を思ひ、彼地にて栽培法を學んで野國、野里、砂邊等の近邑に分配したといふことである。彼が世を去つてから近村の人々が其の鴻恩に報るんが爲に、墓に供物をして祭祀を行ふて居たが、遠村の者共はその墓を遙拜したさうである。その後地頭の野國正恒は彼が功績を追懐し自資を投じてその墓の後方に石壇と石厨子を築造して遺骨を收めたさうである。今から百六十年前にその後裔共が石碑を建て、永劫にその功業の不滅を計つたのである。北谷村野國川の下流滾々と海に注ぐあたり、數十歩の崖下に古色蒼然たる墓碑、之が即ち總管甘藷大主の墓である。

自了 泊繩の畫家自了は慶長十九年(二二七四年)首里に生れた。自了は幼名を眞龜といひ自了の雅號は時の國王から賜つたものである。自了は啞子であつたから、父は癡人とけなし繪を教へなかつたが辛苦獨學したさうである。

自了の死後國王尙豊が彼の畫を冊封使に示したら、得難き名手といはれたさうである。又狩野安信も賞賛したさうであるが、惜しいことには三十一歳で歿したその作品は僅かしか残つて居ない。

その職に適ひ、財用充實して人民が心服した。

尙象賢は少時から經史を涉獵して學識が拔群であつた。即ち『中山世鑑』を編纂して自國の歴史を教へ、國相となつた後『仕置』をもつて政見を述べた、又日球同人種であることを稱へて、自分の家に大和大神を祀つたといふことである。沖繩人をして能く日本に對する關係を知らしめたのはその功である。

蔡溫 具志頭親方蔡溫は琉球王國の黄金時代ともいはる尙敬王時代の代表的人物である。

蔡溫の幼時は不聰明で讀書しても一行も覚えなかつたさうである。併し十六歳の頃奮發する所があつて學を好み、經史を涉獵して最も程朱の學を信じ講究盡さる所がなかつた。

享保十三年(二二八八年)特典で三司官に進み、師傅を兼ね主として制度を改正した。即ち農業を教へ學校を起す等凡ての事能く當を得て全國が心服した。特に教條を作つて一般に教へ溝渠を通じて水利を便にし、後來人口の増殖を豫想して山林を經營し材木の繁殖を圖つたことは、其の治績の主なるものである。

蔡溫は嘗て支那に留學した時、感ずる所があつて誠意治國の道を考へた。又沖繩人の立場に就いて教へ、

沖繩が日支兩國の間に介在して、取るべき道の輕重如何を能く定めてその方針を明かにしたのである。勤職二十五年八十歳で死んだ。

譽れそしられや世の中の習ひ

沙汰も無ぬ者の何役立ちゆが

程順則 程順則は寛文三年(二三三年)久米に生れ、二十一歳に研學の爲謝恩使と共に福州に赴き、北京まで入つて再び福州に歸り四年間陳元輔の門に入つて程朱學と詩文とを研究した。

歸國後程順則は一代の鴻儒として社會から尊重され王命を奉じて位階官制及服制などを整理して編纂したこともあつた。又尙純、尙益の侍講となつて中城御殿に起臥し、進貢使となつて支那に行き、又は慶賀使に加はつて江戸に上り物徂來に面會した、かくして六十六歳の時名護の總地頭職に進み七十二歳で歿した。

程順則は卓越した學識と偉大なる人格とで、儒教道徳の實踐躬行をなし郷黨を教へたのであつた。さればにや一代の師表として尊崇され、名護の聖人といへば三尺の兒童も襟を正したといふことである。

程順則の作て今日世上に流布されて居るのは六論衍義で、指南廣義は天文氣象に關する著書で珍とすべき

ものである。

允是、群山祖

扶桑第一尊

滿頭生白髮

鎮國護兒孫

玉城朝薫 朝薫は首里儀保に生れた人である。組踊の五番を創作し戯曲家として世に知らる。彼は上流社會の門閥から適當なものを選抜して役者となし重陽の宴に首里城内に演じて冊封使に見せ、又塲所をかへて一般の人民にも見せて情の教育をしたといふことである。

般元良 般元良は自了より六十餘年後に首里に生れた七歳より書譜を學び、九歳での描寫は凡夫のそれとは異なつてゐた。十二歳では神童としてその名聲が響いて居たから、時の國王尙敬は直ちに召喚して技を試みられた、筆勢非凡大に賞賛を得て、弱年ながら城中に召置かれて御用を務めた、其の作物は自了に比し世に遺存して居るもの少くない。

平敷屋朝敏 朝敏は天性穎敏で長じて詩歌文章に秀でてそのものした苔の下、若草、萬歳、貧家記、雨夜物語は文体流麗て異彩を發揮して居る。

尙敬王の治世中に政治上の大波瀾が起つた、即ち日本思想と支那思想との衝突であつた。蔡温一派の漢學

者は支那思想を鼓吹して漢文學の勃興を促した。従つて漢學者は時を得て續々重要な地位に推されたが、國文學を修めた朝敏の一派はなか／＼頭が上らなかつた朝敏は常に不滿を抱き折があつたら蔡温を除かうとして却つて罪を得、三十六歳を一期與黨十五人と安謝港に斬首された。

救志朝忠 朝忠は元の名を板良敷朝展といふ。十八歳の時に郷學筆者となり、二十一歳の時に謝恩使兼城某に従つて支那に行き能く支那語に通じ、また英米佛露の四國語にも達し歸國の後首里平等所筆者となつて居た。弘化元年(二五〇四年)朝忠二十七歳の時佛人始めて來り互市を求めた、朝忠は通事係として事務を辨じたが、其後に英米人相次いで來り談判や難儀になつた。

當時琉球では主は幼、權臣は頑冥て外人は頻りに難題を持ちかけた、先王の妃佐敷按司加那志は朝忠を崎山御殿に召して親しく事務を問はれ、託するに忠を除き民心を安んずべき事を以てせられた。朝忠は深く感激して、國家を我が任となし心を職務に盡す爲めには權臣に逆ふ事を憚らねまでに決心した。適々英人は首里王城を觀覽せんことを要求し、再三辭

するも聞かなかつた。そこで琉球高官等は變あらんとを恐れて、固く門を閉ぢて待たうとしたが、朝忠は弱は強を抑へることが出來ず、小は大に敵することが出來ない、禮を盡して待つより外はない。たとひ固く城門を閉ぢても彼には大砲があり、我には兵さへない強いて邪魔すれば不測の禍害を蒙るに過ぎないと急に城に入つて高官を諫め萬一事故れたら己獨り罪に當らうとまで主張した。けれども高官等は之を許さなかつた。やがて英人數百人隊伍整々威風堂々大砲數門をひき首里城を指してやつて來た。朝忠は出て中山門に迎へ途中より誘ふて路傍の中城御殿に入らうとしたが、英人は承知せず守禮門に向つて進んだ、そこで朝忠は馳せて中城に入り事急なり早く城門を開けと告げたので、高官等は始めて色を失ひ倉皇門を開き英人を迎へた、英人は城に入り暫らくして事なく歸り去つた、朝忠が難に當つて避けず、異議に當つて曲らず、明敏果斷て事を處したことは概ねこんなものであつた。當時歐人は外に武威を示して内に併呑の意を抱き琉球の小弱を侮つて横暴な條約を逼ることが急であつたにかゝらず、朝忠は常に單身で琉球外交の衝に當つて、巧に臨機應變の策を行つて、この難關を抜け無事に通商

條約を締結して兎に角琉球の態面を維持することを得た。

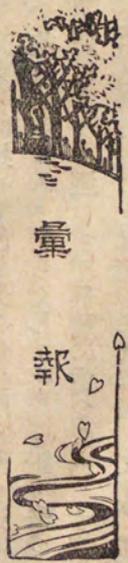
薩州太守公は深く朝忠の才を愛せられて、藩士をして弘化九年以來五六年間も朝忠に就いて學ばしめた。

安政五年(二五二八年)薩州太守公は琉球高官に内命して、英國火輪船一隻と附屬機械銃劍等を購買せしめやうとしたが、高官等は遁逃して百万之を辞した。そこで大守公は朝忠等七人を指名して購求のごとを依頼したのであつたが、大守公の逝去に會つて果さなかつた、この事あつて以來は朝忠を嫉む一派の輩は私に流言を放つて、朝忠等七人は陰に異志を抱き今王を廢しやうなど言觸らしたので、王は人をして探索せしめたが一の事實をも見出さなかつた。それて一派の輩は罪の已に及ぶことを恐れて百万方議して朝忠を陥れたので朝忠は官を奪はれ祿を剝がれ牢獄に幽閉せらるゝに至つた。

後薩州公は召して英米國語教師になさうとして命じて釋放せしめたので、朝忠は鹿兒島へ赴かうとして文久二年(二五二二年)那覇港を出發したが殘波岬を過ぐる頃突然船中で歿した、時に年四十五。

鄭嘉訓 鄭嘉訓は那覇久茂地に生る。幼少から字を好

みて晝夜筆を捨てなかつた。撰拔されて支那に留學し薩州公に重用せられ、當時の磯邸の床の間の軸物より額面屏風の類に至るまで凡て鄭嘉訓の書であつたさうだ。その子鄭元偉も亦書家として知られて居る。



●明治神宮奉建概要

明治神宮奉建の議は 明治天皇崩御後間もなく天皇奉祀の神社を創建し萬民をして高大なる盛徳鴻業を永へに欽仰せしめ、崇敬景仰の至誠を捧げしめんことを冀ひ、各地の有志之を内閣總理大臣、宮内大臣、其の他諸元老に陳情懇請せるに起れり、又帝國教育會は東京か 明治天皇の相して、御宇四十五年の久しき間都し給ひ、今上陛下亦茲に先帝の遺業を繼かせ給ふの地なるを以て、此の地に 明治天皇を奉祀する莊嚴なる神社を奉建せんことを期し、貴族院に對して請願する所ありしに、貴族院は之を採擇すべきものと議決せり、更らに衆議院は 明治天皇を奉祀せんか爲め、明治神宮奉建の計畫を立て、速かに帝國議會の協賛を求むべ

り。今其の概要を擧ぐれば左の如し。

一、祭 神

謹て惟るに 明治天皇の威靈を奉祀して、萬邦具に瞻るの盛徳鴻業を景仰し、永へに崇敬追慕の至誠を致すべきは固より其の所なり。然るに 明治天皇奉祀に付審議の中途、不幸にして亦 昭憲皇太后の崩御に遇へり。謹て按するに 昭憲皇太后の坤徳の高き、今更言し奉るべきに非ず、國民の共に欽仰し、中外の均しく崇敬し奉る所なり。古來の例に徴するも亦同殿に、二神以上を併せ祭れるか中に、比賣神を併せ祭りし例尠からず。仍て神社奉祀調査會委員一同は審議の末 明治天皇奉祀の神社に 昭憲皇太后を併せ祭らるべき儀建議する所ありしに、其の儀大正三年八月十五日御治定あらせられしを以て 明治神宮は 明治天皇 昭憲皇太后を併せ祭り、同殿に御座を異にして鎮齋することゝなれり。

二、社名及社號

社名及社號に付ては、之を明治神宮と奉稱することに御治定在らせられたり。固と明治の年號は 明治天皇御治世四十五年間の比類なき隆治を表彰し奉るの佳名

き旨政府に對して建議する所ありたり。斯くて大正二年十一月二十二日に至り 明治天皇御鎮祭の義を御治定在らせられ越へて十二月二十日勅令を以て神社奉祀調査會官制を公布せられ、明治天皇奉祀に關する一切の事項は、同會をして之を調査せしむる事となりたり乃ち同會の委員任命せられ、殊に専門の知識を要する事項多きを以て便宜委員中特別委員を擧げ特別委員會に於て、細密周到なる調査を遂げしむるの方法を取れり。右特別委員會を開くこと、大正三年五月より十月に至る總へて十一回、調査會總會を開くこと大正二年十二月より大正三年十一月に至る前後八回、重要な事項大凡二十件を議了せり。其の決議に係る明治神宮奉建の經費豫算案は第三十五帝國議會に提出、滿場一致を以て其の協賛を経、國費を以て之を支辨することゝなれり。隨て奉建に關する細目に付ては慎重審議の結果に成れる神社奉祀調査會の決議に基き、御造營の事業は大正四年四月より之を開始し、社殿以下建物は同七年九月組建に著手、同九年十月功を竣り、此の間總へての調度を整へ、參道其の他内苑に於ける一切の事業を遂行し、あらゆる準備を了し同年十一月の候に於て御鎮座祭を行ひ、同年度限り殘務結了するの豫定な

にして、又 明治天皇と御追號あらせらるゝに至り、愈々其の意義の深遠を加へたるを見る。則ち明治の二字は、永く國民の瞻仰する所にして、又廣く世界の記憶する所なり。此を以て 明治天皇を奉祀する神社に明治の二字を冠し奉るを最も適當となせり。

次に社號に付ては宮號あり、神宮號あり、共に一般の社號より區別せられたる尊貴の稱呼なれども、神宮號は特に至貴の社に限りて之を用ひられ、格例頗る重きに屬す。即ち今日の制度に於ては榑原神宮、宮崎神宮の如く 神武天皇を奉祀せる神社を始とし、御歷代中鴻德殊に顯著に在しませし天皇を奉祀せる神社竝に宮幣大社中にて其の由緒の殊に尊く、朝廷の御崇敬深厚なりし神社に限られたり。仍て 明治天皇を奉祀する神社に在りては、神宮號を奉稱し 昭憲皇太后を併せ祭らるゝと雖も、其の重きに從ひ 明治神宮と奉稱することに御治定あらせられたり。

三、鎮座地

鎮座地に付ては、神社奉祀調査會に於て反覆調査の上東京府下豊多摩郡代々幡村大字代々木なる南豊島御料地を以て之に充つるを最も適當となせり。

惟ふに東京は、明治元年 先帝の東幸し給ひたる以來

宮城を營ませられ、御在位四十五年の長さ、萬邦具に瞻仰するの盛徳大業を樹て給へる地なるを以て、東京府下に御鎮座の地を選定するは、御由緒上最も適當の事となす。乃ち府下の候補地に付慎重なる審議を盡し又親しく實地の調査を遂げしに、豊多摩郡代々幡村大字代々木なる南豊島御料地こそ、東京近郊に於ける最も廣潤幽邃の地に於て、殊に御苑林泉の美自ら備はり其の位置市街に接するも、若も塵寰を隔て、全く別天地を劃するの趣を具へ、洵に神域たるに適せるを認めたり。

四、社殿の規模及配置

社殿の設計は一に質實莊嚴を旨とし、殿舎門廊相依りて全體の規模を整備し、其の結構を鄭重にし、普く古例に鑑みて其の宜きに從はんことを期す。

神社の規模に關しては固より據るべき標準あるにあらず、社殿の偉大なるものに、出雲大社、靖國神社あり殿舎配置の廣大たるものに、嚴島神社、男山八幡宮、北野神社等あり。配置の婉曲を以て勝るものに春日神

社、兩賀茂神社あり。建築の華麗なるものに日光東照宮等あり。然れども各一長一短ありて、悉く模範とすべからず。社殿の偉大なるもの必しも全體の規模に於て大なるにあらず、全體の規模の廣大なるもの必しも社殿配置の妙を得たるにあらず。今 明治神宮奉建に際し撰まんとする所は、社殿、敷地の徒に尨大廣濶なるに非ず、殿舎門廊悉く具備し、互に大小廣狹權衡を失はざらんこと之なり。即ち本殿は建坪約三十坪にして、神社建築の精粹たる流造の様式を取り、檜皮葺、素木造にして金銅を以て之を飾る。拜殿の建坪は約六十坪とし、以下諸建物の規模之に適ひ、總建坪約六百五十坪にして、玉垣内總地積は約六千坪の見込なり。社殿の配置に關しても、亦一定の制あるにあらず。然れば深く古來の實例に鑑み、從來各社に於ける不備の缺點を除き、以て完全なる理想的配置を得んことを努む。即ち祭典の利便、兩儀の用意、公衆參拜の便宜を計るが如きは、其の考慮を加へんとするの一條項たり

本殿を中心とし第一匝、第二匝、第三匝を劃し第一匝は透塀を繞らし、第二匝は廻廊を繞らし、第三匝は玉垣を以て繞らさんとす。第一匝透塀内に南面せる本殿祝詞舎、神庫を造り、第二匝廻廊内、中央前面に拜殿

を建て、廻廊を以て之を繋ぎ、外方廻廊に連續して神饌殿、便殿、著到殿、直會殿、宿衛舎を設け、更に第三匝玉垣内、北方に祭器庫を配置し、透塀の正面に中門廻廊の東、西、北に神門、玉垣の東、西に鳥居を設け尙ほ表裏兩參道口に鳥居を建つ、その他祓舎、手水舎車馬舎、參集所、社務所等を玉垣外に置き、殿舎、門廊相依りて、其の規模を完備し、入母屋切妻造等適宜按排し、附近樹幹等に避雷針を附して、其の安全を圖らんとす。又別に境内北部の高地に耐震、耐火の構造に依り、且つ社殿との調和を失はざる寶物殿を建築して祭神御在世中の御物を奉安し、衆庶の拜觀を許し、以て萬民をして高大無邊の御遺徳を仰かしむるの資となさんことを期せり。

五、社殿の裝飾

社殿の裝飾は本殿は壁代、帳、簾其の他は帳又は簾を備へ拜殿、神饌殿、廻廊燈籠を釣り、社頭に眞榊を建て、矛楯を安き、其の様式は故實の正しき典型に據り社殿と調和を保ち、最も莊重たらしめんことを期せり

六、内苑

宮域を分ちて内苑、外苑となし、内苑は即ち南豊島御料地貳拾貳萬餘坪にして、外苑は青山練兵場其の他拾

八萬餘坪とす。而して内、外兩苑には通するに一條の大行路を以てせんとす。

内苑の設計は神苑たるに應はしき幽邃森嚴なる風致を作るにありるを以て、可成天然の趣を存し、小工を弄せざらんことを努む。其の中央部の稍々南方に社殿の敷地を劃し、其の背面に小丘を築て密林地と爲し、東面に廣場を設け、其の南北に亘り中央幅六間、左右幅各壹間半の參道を通し、尙ほ西に幅四間の道路を開き境内樹木を補植し、池を穿ち、丘を作り、小路を通じ管に天然の景致を助成し、幽邃の美を深からしむのみならず、鑿井、水路を設け、清泉を疏し殿内附近には水槽を設け、電動唧筒を裝置し、以て防火に備へ、又周圍に廣さ六尺、深さ四尺の濠を穿ち、其の土を以て高さ五尺、馬踏五尺の壘を築き、土壘内面の傾斜を緩かにして、斜面には適宜の常綠樹を植ゆ。土壘内部の斜面に於ける植樹は土壘と相俟て火災、煤烟、砂塵を防止し、汽車其の他の音響をも遮斷する等之れが障屏たるに適する設備たらしめんとす。

七、外苑

神宮奉建の議に伴ひ、國民奉贊の誠意より頌徳記念の建物及び外苑を設けんとするの請願あり、乃ち政府は

第二、基礎工事の方法、木材防腐の工夫、鑿井利用の設備、行路樹、防火樹植付の考案、染色、染料の吟味等細心周到なる講究を竭して、之を施行せんことを期せり  
第三、社殿は素木檜木造となし、主要なる社殿の御用材は之を木曾御料林に取り、其の他は廣く各地方各殖民地の所産を採り用ひ、一切の所料は總へて内國産を使用せんことを期せり。

第四、内苑は一に森嚴なる神地たらしめんことを期す殊に御物を奉安せんとする苑内寶物殿の如きは、其の構造竝に建築等總へて社殿との調和を保ち、現代美術工藝の粹を集め、一面に於ては耐火、耐震に意を用ふると共に、其の設計に付ては、懸賞競技の方法に依り廣く専門衆智を聚むるの方法を取れり。

第五、外苑の規模に付ては、勉めて天然の風致を添へ幽邃の趣を致し、以て公衆の優遊に任せ神宮に適切なる諸般の頌徳記念事業の經營に資せんことを期せり。  
内苑は主として國家の資に依るも、献木等の如きは一定の條件に依り、遍く有志及團體の献納を納れ、外苑に付ては國民の奉贊に俟ち、内苑外苑相俟つて宮域の完成を致し以て朝野協力一に欽仰の至誠を表さんことを期せり。

之を容れて、内苑に對し外苑を營み先つ樹林、芝生地泉池を設け、力めて天然の景致を助成し、以て衆庶の優遊に適せしめ、兼て頌徳記念事業の經營をなし、之を永遠に傳へんとす。即ち青山練兵場を以て其の地に充て、維持經營等の費用は總へて國民一般の奉贊に依ることとなせり。

八、御造營費豫算

神宮内苑に係る一切の費額は、總額三百四十五萬七千三百七十九圓にして、之を御造營費三百〇二萬八千九百〇六圓、境外道路補助費三十萬圓土地買収及土工費十二萬八千四百七十三圓の三項となす。右は國庫支出として大正四年度歳入歳出總豫算追加案を以て第三十五帝國議會に提出し、滿場一致を以て可決せられたる所なり。

九、神宮奉建要旨

以上御造營に對し、殊に意を用ひんとする處を更らに要約すれば左の如し。  
第一、社殿の建築神寶の製作、殿舎の裝飾、祭祀の儀式等總へて故實に徴し。其の最も正しき由緒と、典型とに依ると共に、又最新の學術、實際の必要に參酌適合せんことを勉めたり。

◎全國聯合教育會

來る五月一日より三日間帝國教育會に於て開催の第十回全國聯合教育會に對する文部省の諮問案並に帝國教育會提出の議案左の如し。

文部省諮問案

一、學校に於て御即位の大典を記念すべき適當なる施設事項如何

帝國教育會提出議案

一、小學校用教科書編纂の制度を左記の如く改正せられんことを其筋に建議する事  
教科書は畫一なるを要せず地方の狀況に適應せるものたらしむべきこと。  
教科書の内容を改善せんが爲めに廣く民間より資料を徵收する等適當の方法を講ずること。  
教科用圖書調査委員中に直接小學校教育に關係しつゝあるものを加ふる。こと。

二、私立學校私立圖書館及教育會等の敷地の免租を其筋に建議する事。

◎師範卒業生の就任

烏兔匆匆茲に復た大正三年度の末に會し、本縣師範學校に於ては百二十四名（一部五十四名、二部三十七名、講習科三十二名）又女子師範學校に於ては三十三名合せて百五十六名の卒業生を出し、孰れも各郡市小學校に就任せらる。我國刻下内外共に多事にして、國民教育者の奮勵努力に待つべきもの多き時に際し、この新進氣鋭の教育者を迎ふるを得たるは、洵に慶賀の至りなり。

◎教育科設置の旨趣

廣嶋高等師範學校に於て教育科を設置したる旨趣左の如し

今回新設の教育科は其の入學資格に於て廣く門戸を開放し主として中等教員たる某學科の免許狀を有する者にして更に進んで教師たるの修養を深くせんとする篤學の士を入學せしむる外小學校本科正教員たるの資格を有し一定の年限間普通教育の職務に従事せる經歷ある者の中につき地方長官が其志望鞏固身体強健人物學力優良にして將來有望の士たるを認め之を薦擧した

る者をも入學せしめ以て是等の人士をして一層優良なる中等教員たらしめんとする志望を遂げしむるのみならず地方長官に於て之を管下の有力なる小學校長又は視學事務に従事する教育行政の官吏等にも擢用しかくして漸次一般普通教育に従事する者の品質を改善せんとす。

此目的に基き本科の學科課程は教育學及ひ之に關聯せる諸學科とし二箇年間之を履行せしめて其成績劣等ならざる限は之に教育科の免許狀を與へ且相等素養ありて之が兼修を志望する者には文科理科所定の學科目中につき各自研鑽せんとする學科目を選修せしめ教育演集をも併せ其成績の優良なる者には當該學科の中等教員免許狀をも與へんとす。

◎教員互助會通常總會

神奈川縣教員互助會は三月二十日午後二時より横濱市女子師範學校内に於て評議員會を開き大正四年度收支豫算及大正二年度收支決算を審査し、引續き通常總會を開き、右の豫算案を可決し決算の承認を経たり。其の豫算決算並に事業報告左の如し。

大正四年度神奈川縣教員互助會歳入歳出豫算

(△ハ減)

科目	歳入ノ部		歳出ノ部		附記
	本年度	前年度	増減	増減	
會費	四、八〇〇〇〇	四、一七六〇〇	六二四〇〇	會員二千一人ニ付二圓四十錢	
資金利子	一、九八四八一四	一、九六〇一七二	二四六四二	繰越金ニ對スル利率年七分	
補助金	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—	縣費補助	
寄附金	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	—	特別會員百人一人金貳圓ヅ、	
前年度繰越	二八、三五四四九二	二四、五〇二二五〇	三、八五二三四二		
計	三五、八三九三〇六	三一、三三八三二二	四、五〇〇九八四		
科目	本年	前年	増減	附記	
寄贈金	一、〇〇〇〇〇	九二五〇〇	七五〇〇〇	死亡者二十五人内五十圓十五人二十圓十人	
慰問費	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	—	會員重病傷者ニ對スル慰問費	
返付金	一、五三〇〇〇〇	一、二三三八〇〇	二九六二〇〇	退會員者百七十一人當九圓	

給料	旅費	手當	役員會費	備品費	印刷費	消耗品費	通信運搬費	總會費	雜費	支部交付金	豫備費	計
二〇四〇〇〇	五七〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇五〇〇	三〇〇〇〇	一四五〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一四四〇〇〇	一三〇〇〇〇	三、三七〇〇〇〇
二〇四〇〇〇	五七〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇五〇〇	三三七五〇	一四五〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一二五二八〇	一三〇〇〇〇	二、九八三八三〇
—	—	—	—	—	—	△三七五〇	—	—	—	一八七二〇	—	三八六一七〇
書記給料月額十七圓十二ヶ月分	評議員會旅費五十二圓其他五圓	役員手當	四回分一回二圓五十錢	會員名簿三冊六圓用箱一個十圓 雜品四圓	會員證千枚三圓定款千枚四圓 其他二十三圓五十錢	原簿用紙千枚七圓膠寫版原紙二百枚三圓全イ ンキ一圓五十錢諸用紙十圓雜品八圓五十錢	郵便切手百五十枚葉書二百枚 爲替料電話料其他七圓	會員辨當二百人分一人二十錢 會場費十圓	廣告料其他雜費	會費百圓ニ付三圓	—	—

差引金參萬貳千四百六拾九圓參拾錢六厘  
附記 本費目ノ流用ハ理事ニ於テ便宜處理スルコトヲ得

翌年度繰越

大正二年度神奈川縣教員互助會收支決算

(△ハ減)

科 目	決 算 額	豫 算 額	增 減	附 記
前年度繰越	一九、七三六一九九	一八、五二一九六〇	一、二一四二三九	
寄附金	八〇〇	二〇〇〇〇〇	△一九九二〇〇	
會費	六、〇八四四二〇	三、九九八四〇〇	二、〇八六〇二〇	會員增加並ニ從來未納ナリシ會費ノ納入多キニ依ル
資金利子	一、四六三二八〇	一、四八四七二〇	△二一四四〇	
縣費補助	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—	
計	二七、七八四六九九	二四、七〇五〇八〇	三、〇七九六一九	
科 目	決 算 額	豫 算 額	增 減	附 記
寄贈金	六七五〇〇〇	八七五〇〇〇	△二〇〇〇〇〇	死亡會員十七人内貳拾五圓七人 五拾圓十人
慰問金	—	七〇〇〇〇	△七〇〇〇〇	
返付金	一、六六二七〇〇	一、二二二四〇〇	四五〇三〇〇	不足金四百五十圓三十錢ハ寄贈金以下總會費ニ 至ル各項ノ殘金四百九十八圓十九錢中ヨリ流用

給料	一九二〇〇〇	二〇四〇〇〇	△	一二〇〇〇	
旅費	三九五四〇	八七〇〇〇	△	四七四六〇	
手當	五六〇〇〇	五〇〇〇〇	△	六〇〇〇	不足金六圓ハ前記返付金ニ流用シタル殘金四十七圓八十九錢中ヨリ流用
役員會費		二〇〇〇〇	△	二〇〇〇〇	
備品費	一九〇	二二五〇〇	△	二二三一〇	
印刷費	一三〇〇〇	三二五〇〇	△	一八五〇〇	
消耗品費	八二八〇	三四九五〇	△	二六六七〇	
通信運搬費	九四五〇	一四五〇〇	△	五〇五〇	
總會費	一三八〇〇	九〇〇〇〇	△	七六二〇〇	
雜費	一一九六五〇	三〇〇〇〇		八九六五〇	不足金八十九圓六十五錢ハ前記返付金手當金ニ流用シタル殘金四十一圓八十九錢ト豫備費中四十七圓七十六錢トヲ流用
支部交付金	一八七七七四	一一九九五二		六七八二二	不足金六十七圓八十二錢二厘ハ豫備費中雜費ニ流用シタル殘金八十二圓二十四錢中ヨリ流用
豫備費		一三〇〇〇〇	△	一三〇〇〇〇	
計	二、九七七三八四	二、九九一八二〇	△	一四四一八	

翌年度繰越

差引殘金貳萬四千八百七圓參拾壹錢五厘

神奈川縣教員互助會事業報告

自大正三年三月  
至全四年三月 主要事項

一、評議員會

三月十日橫濱市女子師範學校内に於て評議員會を開き大正三年度收支豫算並に大正元年度收支決算を審査す

二、通常總會

三月十日同校内に於て通常總會を開き大正三年度收支豫算を議決し全元年度收支決算の承認を受く

三、補助金

六月十六日縣知事より大正三年度縣費補助金五百圓交附せらる

四、銅牌受領

大正三年三月より七月まで東京に開設せられたる大正博覽會に本會創立以來の情況を評記し出品したるに審査の結果銅牌を授與せられ又御下賜金記念木杯一個を受領せり

五、評議員改選

大正三年七月評議員任期滿了に付改選を行ひたるに左の通り當選せり

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 横濱  | 三宅 成城  | 横須賀 | 齊藤 三郎  |
| 久良岐 | 武進 太郎  | 橋樹  | 内田 常次郎 |
| 都筑  | 梅澤 玉吉  | 三浦  | 河野 高三郎 |
| 鎌倉  | 川井 太一郎 | 高座  | 福泉 義飽  |
| 中   | 井上 連作  | 足柄上 | 小嶋 吉造  |
| 足柄下 | 齋藤 兼吉  | 愛甲  | 和田 伸造  |
| 津久井 | 山田 武臣  |     |        |

彙報

六、弔慰金寄贈

通常會員死亡者は二十二名にして弔慰金を寄贈したるもの十九名内五十圓十六名二十五圓三名なり二十二名中三名は入會後一年未滿なるを以て既納會費の返付に止め弔慰金を贈らず

七、會員

二千五百十二名郡市別左の如し (大正四年三月一日現在)

- |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 横濱  | 七二〇 | 横須賀 | 六二  |
| 久良岐 | 五五  | 橋樹  | 二八七 |
| 都筑  | 八八  | 三浦  | 二四〇 |
| 鎌倉  | 一七一 | 高座  | 二〇三 |
| 中   | 二八五 | 足柄上 | 一一二 |
| 足柄下 | 一六〇 | 愛甲  | 六七  |
| 津久井 | 六二  |     |     |

新入會者二百五十九名 退會者百八十一名

八、資金

總額二萬九千九百四十四圓二十五錢(大正四年三月一日現在)

◎私立横濱實科高等女學校の成立

同校の前身は横濱實科女學校にして昨年四月の創立に係る。その後生徒次第に増して百五十餘名となり、設備稍整ひたるを以て、高等女學校令によりてその本科

を實科高等女學校となすべく申請して、三月八日附を以て文部大臣より認可あり。而してその裁縫專修科を附設横濱裁縫專修女學校と組織變更する事は三月二十四日附を以て縣知事の認可あり。斯くて茲に縣下に一箇の中等教育機關を増すこと、はなりぬ。新學年より職員は常任教師に男女高等師範學校出身五名、文部省資格者三人、その他二人あり。講師六名を加へて通計十六名の職員を有し、生徒も大に増加すべき有様なりと。



○中等學校の部

- 津久井郡立蠶業學校教諭兼校長 飯塚 徳藏
- 高座郡溝村外二ヶ村組合立鳩川農業學校校長兼教諭ニ任ス(十二級俸)
- 任神奈川縣師範學校訓導(八級俸當分十六圓)
- 高座郡尋高旭小學校訓導 中村 つね
- 任神奈川縣師範學校訓導(五級俸當分二十八圓)
- 霧生 鶴太郎
- 愛甲郡尋高峯小學校訓導 柳田 謙十郎

- 任同 (六級俸當分二十三圓) 休職高座郡尋高御所見小學校訓導 清田 嘉一
- 任同 (七級俸當分十八圓) 任同 (同) 高杉 勝太郎
- 任同 (同) 任同 (同) 山口 萬
- 愛甲郡尋高煤ヶ谷小學校訓導 奧津 昌晴
- 任神奈川縣女子師範學校訓導(六級俸) 鈴木 新藏
- 縣立農業學校蠶業助手ヲ命ス(月俸三十圓) 高津 才次郎
- 縣立工業學校教授ヲ囑託ス(月俸三十三圓) 神奈川縣女子師範學校教諭兼 縣立高等女學校教諭 小林 周輔
- 任縣立第二横濱中學校教諭(六級俸當分四十七圓) 四級俸給與依願退職 師範學校書記 佐々木 章治
- 五級俸給與 同 同 内海 信太郎
- 九級俸給與 同 同 吉津 庄次郎
- 任縣立小田原中學校教諭(七級俸) 休職東京府東京市三河台尋常小學校訓導 齋藤 明太郎
- 任縣立第二横濱中學校教諭(同) 同 池田 鍊太郎
- 任愛甲郡立實科高等女學校教諭(十級俸) 任縣立横須賀中學校教諭(八級俸) 前原 少 健
- 任縣立第一枝小學校訓導(八級下) 依願囑託ヲ解ク 縣立高等女學校囑託 松本 健
- 依願囑託ヲ解ク 縣立高等女學校囑託 川上 ぼる
- 月手當四十三圓給與 縣立工業學校教授囑託 服部 増五郎
- 休職新潟縣西蒲原郡尋高小學校訓導 前藤 信雄
- 任神奈川縣女子師範學校教諭兼訓導兼縣立高等女學校教諭(七級俸) 駒野 政和
- 二級俸給與 神奈川縣師範學校教諭

○休職ヲ命ス 同

- 神奈川縣師範學校訓導 井 汲 勝 雄
- 任鎌倉郡尋高正修小學校訓導兼神奈川縣學校訓導(四級下) 星 野 増 藏
- 同 (六級下當分廿五圓) 同 河 野 さ だ
- 同 (六級下當分廿五圓) 同 島 村 虎 雄
- 同 (七級下) 同 小 川 兵 造
- 同 (八級上) 同 武 尾 悌 三
- 同 (八級上) 同 奥 山 善 七
- 縣立第一横濱中學校教諭 川 口 武 敏
- 任秋田縣立大館中學校教諭(六級俸當分四十八圓) 神奈川縣師範學校教諭 高 宮 昇
- 任縣立第二横濱中學校教諭(六級俸) 埼玉縣立粕壁中學校教諭 森 山 始 三郎
- 鳴根縣立松江高等女學校教諭 任縣立第二横濱中學校教諭(七級俸當分四十二圓) 松 本 清 太
- 任縣立横須賀中學校教諭(七級俸當分四十二圓) 依願退職 足柄上郡立農林學校教諭 宇 都 宮 博 愛
- 縣立第二横濱中學校休操教授囑託(月四十圓) 任縣立第二横濱中學校教諭(三級俸當分六十圓) 星 野 政 吉

○小學校の部

●就任

三月末本縣男女兩師範學校を卒業し各郡市小學校に就任したるもの左の如し

○横濱市

- 尋第一日枝小學校訓導 (八級下) 兄内 章一
- 尋戸部小學校訓導 (同) 池 田 晋
- 尋大岡小學校訓導 (同) 横山 福太郎
- 尋石川小學校訓導 (同) 遠藤 久四郎
- 尋北方小學校訓導 (同) 井上 治郎
- 尋高元街小學校訓導 (同) 霧生 峯作
- 尋根岸小學校訓導 (同) 柳 下 莊一
- 尋平樂小學校訓導 (同) 井 上 節
- 尋高子安小學校訓導 (同) 森 好 雄
- 尋青木小學校訓導 (九級上) 齋 藤 スミ
- 尋第二南吉田小學校訓導(同) 山 崎 キヨ
- 尋西戸部小學校訓導 (同) 中 田 ユキ
- 尋西前小學校訓導 (同) 小 菅 エツ
- 尋高二谷小學校訓導 (同) 鈴木 八重
- 尋第一日枝小學校訓導 (同) 澤 田 ヒデア
- 尋戸部小學校訓導 (同) 谷 口 イチ
- 尋老松小學校訓導 (同) 人 見 松
- 鈴木 賀代

- ◎尋平樂小學校訓導 (同)
- ◎尋高元街小學校訓導 (同)
- ◎尋第一日枝小學校訓導 (同)
- ◎尋高立野小學校訓導 (同)

◎横須賀市

- ◎尋諏訪小學校訓導 (八級下)
- ◎尋谷町小學校訓導 (同)
- ◎尋逸見小學校訓導 (同)
- ◎尋豐島小學校訓導 (同)
- ◎尋鶴久保小學校訓導 (同)
- ◎尋山崎小學校訓導 (同)
- ◎尋谷町小學校訓導 (九級上)
- ◎尋逸見小學校訓導 (同)

◎久良岐郡

- ◎尋高金澤小學校訓導 (八級下)
- ◎尋同 (同)
- ◎尋高大岡川小學校訓導 (同)
- ◎尋高日野小學校訓導 (九級下)
- ◎尋日下小學校訓導 (九級上)

◎橋樹郡

- ◎尋高大師河原小學校訓導(八級下)
- ◎尋高町田小學校訓導 (九級下)

須藤 かつ  
安田 三保子  
新田 アイ  
佐野 イク

山田 三期  
西山 芳造  
中島 壽雄  
原田 秀吉  
杉崎 興藏  
嘉山 新太郎  
吉井 シマ  
菅野 ミチ

◎都筑郡

岩崎 良雄  
佐宗 薫  
荏原 盛房  
佐藤 市重  
座間 ゆき

- ◎尋高程谷小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高生見尾小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高向丘小學校訓導 (八級下)
- ◎尋御幸小學校訓導 (同)
- ◎尋高宮前小學校訓導 (同)
- ◎尋高旭小學校訓導 (同)
- ◎尋第一大綱小學校訓導 (同)
- ◎尋高大師河原小學校訓導(九級上)
- ◎尋高津津小學校訓導 (同)
- ◎尋第二大綱小學校訓導 (同)
- ◎尋高橋小學校訓導 (同)
- ◎尋高町田小學校訓導 (同)
- ◎尋高旭小學校訓導 (九級下)
- ◎尋玉川小學校訓導 (同)
- ◎尋豐永小學校訓導 (八級下)
- ◎尋同 (九級下)
- ◎尋高都田小學校訓導 (八級下)
- ◎尋同 (九級上)
- ◎尋高新田小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高小川小學校訓導 (同)
- ◎尋高第一山内小學校訓導(八級下)
- ◎尋鐵小學校訓導 (同)

室田 哲  
男金 龍作  
野口 英雄  
岸 悦三  
杉山 榮吉  
野村 一  
石渡 祐重  
笠間 アヤ  
石渡 ミヅ  
小林 モ、エ  
須天 あや子  
渡邊 志入  
堀江 良一  
加藤 秀夫

柳川 金麿  
小幡 安  
加藤 伊三郎  
井手 シゲ  
小永 井直治  
森 孝太郎  
守屋 祐廣  
小島 祐康  
小泉 榮一

- ◎尋上川井小學校訓導 (同)
- ◎尋高川島小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高二俣川小學校訓導 (同)
- ◎尋同 (八級下)

◎三浦郡

- ◎尋高船越小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高長浦小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高浦賀小學校訓導 (九級上)
- ◎尋高久里濱小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高逗子小學校訓導 (八級下)
- ◎尋同 (九級上)
- ◎尋高北下浦小學校訓導 (同)
- ◎尋高南下浦小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高南下浦小學校訓導 (同)
- ◎尋高三崎小學校訓導 (同)
- ◎尋同 (九級下)
- ◎尋高初聲小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高長井小學校訓導 (同)

◎鎌倉郡

- ◎尋高深澤小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高川口小學校訓導 (同)
- ◎尋高鎌倉小學校訓導 (同)
- ◎尋同 (九級上)

辭令

高橋 郷勝  
本莊 榮太郎  
小澤 角造  
山下 三郎

山崎 喜久丸  
鈴木 伊八  
鈴木 良昭  
吉原 鼎助  
大野 クニ  
角田 ハマ

◎高座郡

鈴木 伊八  
鈴木 良昭  
吉原 鼎助  
大野 クニ  
角田 ハマ  
大塚 定雄  
安藤 興作  
石黒 勝治  
植松 辨之助  
吉永 俊  
小澤 清治

井汲 幸作  
松本 源治  
中村 内蔵  
岸本 春子

◎中郡

- ◎尋高藤澤小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高明治小學校訓導 (同)
- ◎尋高松林小學校訓導 (九級上)
- ◎尋一之宮小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高御所見小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高新磯小學校訓導 (同)
- ◎尋高大澤小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高旭小學校訓導 (八級下)
- ◎尋同 (同)
- ◎尋高大野小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高澁谷小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高相用小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高豐田小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高戸塚小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高永野小學校訓導 (同)
- ◎尋阿久和小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高瀬谷小學校訓導 (同)
- ◎尋高中和田小學校訓導 (同)
- ◎尋同 (同)
- ◎尋同 (九級下)

宮原 信夫  
岩崎 久四郎  
田村 守次  
内田 又兵衛  
古谷 專三  
池田 平右衛門  
西山 忠三  
佐野 豊

金子 四郎  
井上 茂夫  
酒川 ヤス  
山崎 研治  
石川 明三  
竹松 清治  
沼田 國三  
横山 清治  
加藤 好松  
山村 乙枝  
大貫 助治  
橋本 又市

平本 善國

- ◎尋中原小學校訓導 (同)
- ◎尋高大磯小學校訓導 (同)
- ◎尋高平塚小學校訓導 (九級上)
- ◎尋高南秦野小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高大磯小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高曾屋小學校訓導 (同)
- ◎尋高曾屋小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高吾妻小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高大根小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高大磯小學校訓導 (同)

足柄上郡

- ◎尋高川尻小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高内郷小學校訓導 (同)
- ◎尋高串川小學校訓導 (同)
- ◎尋高日連小學校訓導 (同)
- ◎尋高協心小學校訓導 (同)
- ◎尋高東千與原小學校訓導 (同)

足柄下郡

- ◎尋高第二小田原小學校訓導(八級下)

- 神崎三治
- 小林平藏
- 高麗フツ
- 君嶋儀行
- 小林喜十
- 久保田哲安
- 桐生政儀
- 曾我義治
- 大森トヲ
- 杉山清
- 青木爲之助
- 渡邊宗藏
- 高橋啓藏
- 小林平藏

愛甲郡

- 川本米三
- 古屋安定
- 石川孝吉
- 井上恒治
- 石綿至
- 勝俣孝助

津久井郡

- 田代太郎次

- ◎尋第三小田原小學校訓導(同)
- ◎尋高第一小田原小學校訓導(九級上)
- ◎尋高多古小學校訓導 (八級下)
- ◎尋二川小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高千代小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高下中小學校訓導 (同)
- ◎尋高國府津小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高酒匂小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高溫泉小學校訓導 (九級下)
- ◎尋宮城野小學校訓導 (同)
- ◎尋福浦小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高玉川小學校訓導 (八級下)
- ◎尋高厚木小學校訓導 (同)
- ◎尋北依知小學校訓導 (同)
- ◎尋高清水小學校訓導 (同)
- ◎尋高煤ヶ谷小學校訓導 (同)
- ◎尋高高峰小學校訓導 (同)
- ◎尋南依知小學校訓導 (九級下)
- ◎尋高半原小學校訓導 (同)
- ◎尋高小鮎小學校訓導 (九級上)

- 高橋重義
- 朝倉レイ
- 關野惣平
- 戸塚吉藏
- 河野隆藏
- 塩川英雄
- 市川壽吉
- 安藤安久
- 鈴木久雄
- 金子喜三郎
- 内山政吉
- 笠原喜三郎
- 土方次三郎
- 柏木貢
- 小野澤縁
- 濱田守之
- 加藤爲吉
- 露木嘉陸
- 小幡清藏
- 小嶋榮次
- 志村フク

- 飯田一好
- 山田藏
- 加藤助次
- 根本快順
- 渡邊勇
- 石川明雄
- 中村初治
- 新倉公司
- 豐嶋晋三

- ◎任横須賀市尋久保小學校訓導(八級上)
- ◎鎌倉郡尋高瀬谷小學校訓導ヲ命ス(五級下)
- ◎中郡尋高南秦野小學校訓導ヲ命ス(六級下)
- ◎任横須賀市尋吉小學校訓導(九級下)裁縫專科
- ◎任横須賀市尋高本町小學校訓導(九級下) 同校訓導
- ◎三浦郡尋小坪小學校訓導ヲ命ス(四級上)
- ◎同郡尋高三崎小學校訓導ヲ命ス(三級上)當分十五圓
- ◎任同郡同校訓導(六級下)裁縫專科
- ◎同郡尋高西浦小學校訓導ヲ命ス(六級下)
- ◎同郡尋高船越小學校訓導ヲ命ス(六級上)
- ◎任同郡尋高大津小學校訓導(七級上)音樂專科
- ◎同郡尋高初聲小學校訓導ヲ命ス(五級下)
- ◎復職ヲ命ス
- ◎任横須賀市尋北方小學校訓導(六級上)裁縫專科
- ◎任三浦郡尋高浦郷小學校訓導(九級上)

- ◎任横須賀市尋高田嶋小學校訓導(八級上)
- ◎任横須賀市尋吉田小學校訓導(八級上)
- ◎任職宮崎縣西諸縣郡野尻尋高小學校訓導
- ◎任同市尋高元街小學校訓導(八級上)
- ◎任同市尋横濱小學校訓導(七級下)

- 大塚以い
- 青藤敏雄
- 小宮ムメ
- 青木カヲル
- 服部勝子
- 尾形昇
- 熊澤莊平
- 中村ユキ
- 青木邦貞
- 奈良谷時次郎
- 土用愛
- 中川愛子
- 角田治三郎
- 松原真梁
- 大關ツネ
- 小保方サネ
- 板倉勝司
- 神吉宗秀
- 野瀬榮

轉任

- ◎任横須賀市尋高川崎小學校訓導(九級上)
- ◎任三浦郡尋高西浦小學校訓導(七級上)
- ◎任横濱市尋西平沼小學校訓導(八級下)
- ◎任同市尋太田小學校訓導(九級上)
- ◎任横須賀市尋高川口小學校訓導(六級上)
- ◎兼任小學校長 愛甲郡尋高玉川小學校訓導
- ◎任津久井郡尋高協心小學校訓導(裁縫六級上)
- ◎任横須賀市尋豊嶋小學校訓導(五級下)
- ◎任足柄下郡尋高國府津小學校訓導(九級上)裁縫專科
- ◎津久井郡尋小淵小學校訓導ヲ命ス(五級下)
- ◎任横濱市尋高第二日枝小學校訓導(六級上)
- ◎任横須賀市尋高生見尾小學校訓導(九級上)
- ◎兼任横濱市尋高本町小學校訓導(三級上)
- ◎同市尋横濱小學校訓導

- 鈴木仁三郎
- 黒澤益治
- 大槻美津
- 粕谷ヒサ
- 鈴木勳
- 大澤まつ
- 佐藤吉六
- 安西タケ
- 長嶋金藏
- 窪田キキ
- 小山倉之助
- 荒井梅次郎
- 淺葉一校
- 荒井留五郎

- ◎任横須賀市尋高田嶋小學校訓導(八級上)
- ◎任横須賀市尋吉田小學校訓導(八級上)
- ◎任職宮崎縣西諸縣郡野尻尋高小學校訓導
- ◎任同市尋高元街小學校訓導(八級上)
- ◎任同市尋横濱小學校訓導(七級下)

- 野瀬榮
- 神吉宗秀
- 板倉勝司
- 大關ツネ
- 小保方サネ
- 板倉勝司
- 神吉宗秀
- 野瀬榮

●兵庫縣飾磨郡四郷尋高小學校訓導  
任同 市尋高第一南吉田小學校訓導(八級上)

●橫濱市尋老松小學校訓導  
任同 市尋西平沼小學校訓導(七級下)

●神奈川縣女子師範學校訓導  
任同 市尋橫濱小學校訓導(七級上)

●同 師範學校訓導  
任同 (六級上)

●久長岐郡尋高金澤小學校訓導  
任同 市尋西前小學校訓導(七級下)

●足柄下郡尋高溫泉小學校訓導  
任同 市尋神奈川小學校訓導(八級下)

●同 市尋本牧小學校訓導  
任同 市尋西前小學校訓導(八級上)

●休職同市尋高立野小學校訓導  
任同 市尋本牧小學校訓導(九級上)

●久長岐郡尋高大岡川小學校訓導  
任足柄下郡尋高真鶴小學校訓導(八級下)

●橋樹郡尋高程谷小學校訓導  
任橋樹郡尋星川小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高津小學校訓導  
任高座郡尋高松林小學校訓導(八級上當分十九圓)

●高座郡尋高明治小學校訓導  
任橋樹郡尋高津小學校訓導(八級上當分十九圓)

●橋樹郡尋旭小學校訓導  
任橋樹郡尋旭小學校訓導

竹内まさよ 任同 郡尋高田島小學校訓導(八級上)

小村民子 任中郡尋高神田小學校訓導(八級上)

輕部ハナ 任高座郡尋高明治小學校訓導(八級上)

平戸喜太郎 任鎌倉郡尋高南野小學校訓導(八級上)

伊藤 中 任愛甲郡尋高南毛利小學校訓導(八級上當分十九圓)

吉川ヤエ 任同 郡尋北依知小學校訓導

村本せき 任同 郡尋高清水小學校訓導(八級上當分十九圓)

西尾きりの 任同 郡尋高野野原小學校訓導(六級下)

河野イチ 任同 郡尋高野野原小學校訓導(六級下當分二十五圓)

石崎勇藏 任同 郡尋青根小學校訓導(七級上)

中嶋健司 任同 郡尋高川尻小學校訓導

龜谷春吉 任同 郡尋高東千與原小學校訓導(七級上)

根本智實 任同 郡尋高西千與原小學校訓導(八級下)

和田貞三

杉崎宣治

三田道太郎

井萱利輔

大貫文夫

宮崎淺次郎

井田延作

山口九一

内田信種

小星康平

榎實禪

山口マツ

●同 郡尋澤井小學校訓導  
任同 郡尋高日連小學校訓導(九級上)

●橋樹郡尋第一大綱小學校訓導  
任高座郡尋高大和小學校訓導(八級下)

●長野縣下伊那郡飯田尋高小學校訓導  
任橫濱市尋高本町小學校訓導(七級上)

●橋樹郡尋高大師河原小學校訓導  
任橋樹郡尋高程谷小學校訓導(九級上)

●同 郡尋高向丘小學校訓導  
任同 郡尋高大師河原小學校訓導(八級上)

●同 郡尋第二大綱小學校訓導  
任同 郡尋高川崎小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高津小學校訓導  
任同 郡尋御幸小學校訓導(九級下)

●同 郡尋玉川小學校訓導  
任同 郡尋高川崎小學校訓導(九級上)

●同 郡尋小机小學校訓導  
同 郡尋高津小學校訓導(四級上)

●足柄下郡尋高真鶴小學校訓導  
任同 郡尋高川崎小學校訓導(九級上)

●同 郡尋高千代小學校訓導  
任足柄下郡第二小田原小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高下中小學校訓導  
任同 郡尋第三小田原小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高溫泉小學校訓導  
任同 郡尋高溫泉小學校訓導

松尾庄太郎 任同 郡尋高大窪小學校訓導(七級下)

井上 良 任同 郡尋高湯本小學校訓導(八級上)

北原 寛 任同 郡尋須雲川小學校訓導

志村悦多 任同 郡尋仙石小學校訓導(四級下)

山本正兄 任同 郡尋福浦小學校訓導

南條義任 任同 郡尋高古小學校訓導

宇山ヨネ 任同 郡尋高多古小學校訓導

宇山 鼎 任同 郡尋高第二片浦小學校訓導(八級上)

土志田定吉 任同 郡尋高第三片浦小學校訓導

湯山三郎 任同 郡尋高第一南吉田小學校訓導(七級下)

高橋正三 任同 郡尋高嶺小學校訓導

船津三郎 任同 郡尋高嶺谷小學校訓導

小川政三 任同 郡尋高嶺小學校訓導(九級上)

浮田直哉

長澤アサ

小島波江

綾部美治

齋藤シマ

大塚光徳

小澤光三

小宮繁八

露木君藏

高麗邦道

原田吉藏

寺田満吉

●足柄上郡尋高中村小學校訓導

石川準平

任中郡尋高伊勢原小學校訓導(九級上)

平田ヤス

●鎌倉郡尋高瀬谷小學校訓導

中野博

●橋樹郡尋高田嶋小學校訓導  
●中郡尋高城嶋小學校訓導

石川信太郎

●津久井郡尋高千原小學校訓導

本多正一

任橫濱市尋高第二日枝小學校訓導(九級上)

水口みち

●中郡尋高根小學校訓導

原田力藏

●都筑郡尋折本小學校訓導(四級上)

三坂秀吉

●橋樹郡尋高瀬谷小學校訓導(八級上)

近藤盟

●同 郡尋高都田小學校訓導(六級上)

曾根清治

●同 郡尋高根小學校訓導(九級上)

田中ヤス

●同 郡尋白根小學校訓導

大矢助次郎

●同 郡尋高田島小學校訓導(裁縫專科)(七級下)

細田敬三

●同 同校訓導兼校長

三村信吉

●足柄上郡尋高中村小學校訓導

石黒照壽

●同 郡尋高川嶋小學校訓導兼校長

新井寶賢

●同 郡尋井口小學校訓導

影山公平

●同 郡尋上川井小學校訓導

野口ハル

●同 郡尋井口小學校訓導(八級上)

米山要助

●同 郡尋市野澤小學校訓導

廣瀬つれ

●東京市青山尋常小學校訓導

川本靜惠

●同 郡尋市野澤小學校訓導(五級下)

猪俣操

●鎌倉郡尋高瀬谷小學校訓導

三橋正太郎

●同 郡尋市野澤小學校訓導(七級上)

武内文雄

●同 郡尋高鎌倉小學校訓導

尾崎ミツ

●同 市尋第一日枝小學校訓導(七級上)

●橫須賀市尋豊島小學校訓導兼校長

福本友次郎

●同 郡尋高深澤小學校訓導

石井景治

●同 市尋鶴久保小學校訓導

吉川誠吉

●同 市尋高深澤小學校訓導(七級上)

石井良助

●同 市尋山崎小學校訓導(五級上)

佐久間房吉

●同 市尋高深澤小學校訓導(五級上)

松本元八

●同 市尋山崎小學校訓導(五級下)

小林安次郎

●同 市尋高深澤小學校訓導(五級上)

川戸金八郎

●同 市尋山崎小學校訓導(六級上)

石川新周

●同 市尋高深澤小學校訓導(六級下)

石塚茂十郎

●同 市尋山崎小學校訓導(六級上)

宇佐美澄

●同 市尋高深澤小學校訓導(七級上)

小原國太郎

●同 市尋山崎小學校訓導(六級上)

神作爲吉

●同 市尋高深澤小學校訓導(七級下)

和田喜代治

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

鈴木與市

●同 市尋高深澤小學校訓導(八級下)

龜泉秀道

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

山室清吉

●同 市尋高深澤小學校訓導(八級下)

川口清

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

山中善應

●同 市尋高深澤小學校訓導(八級下)

土屋兵次郎

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

飯嶋又右衛門

●同 市尋高深澤小學校訓導(七級上)

沖津政由

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

金子米次郎

●同 市尋高深澤小學校訓導(七級上)

長塚兵次郎

●同 市尋山崎小學校訓導(九級下)

小里ちせ

●同 市尋高深澤小學校訓導(六級下)

長塚兵次郎

●足柄上郡尋高會我小學校訓導兼校長  
任足柄上郡尋高松田小學校訓導兼校長(六級下)

●同 郡尋高金田小學校訓導兼校長  
任同郡尋高會我小學校訓導兼校長(六級下)

●同 郡尋高寄小學校訓導兼校長  
任同郡尋高福澤小學校訓導兼校長(六級下當分廿五圓)

●同 郡尋高南足柄小學校訓導  
任同郡尋櫻井小學校訓導兼校長(六級下當分廿五圓)

●同 郡尋櫻井小學校訓導兼校長  
任同郡尋高金田小學校訓導兼校長(六級下當分廿五圓)

●同 郡尋高川村小學校訓導  
任同郡尋高南足柄小學校訓導(七級下)

●神奈川縣師範學校訓導  
任同郡尋高川村小學校訓導(七級下)

●足柄上郡尋高中村小學校訓導  
任同郡尋高川村小學校訓導(七級下)

●同郡尋篠窪小學校訓導ヲ命ス(五級下)  
任同郡尋高南足柄小學校訓導

●橫濱市尋第一日枝小學校訓導  
任同郡尋高南足柄小學校訓導(七級下)

●三浦郡尋鴨居小學校訓導  
任三浦郡尋小坪小學校訓導(七級上當分廿三圓)

●同 郡尋長浦小學校訓導  
任同郡尋高南下浦小學校訓導(七級上當分廿三圓)

●同 郡尋高南下浦小學校訓導  
任同郡尋高南下浦小學校訓導(八級下)

●尋南下浦小學校訓導  
任同郡尋高南下浦小學校訓導(八級下)

中津川儀三郎

同郡尋高南下浦小學校訓導ヲ命ス(四級下)

加藤廣明

同郡尋高南三崎小學校訓導(七級下)

福田縫太郎

同縣尋高長井小學校訓導ヲ命ス(六級上)

片岡清三

同郡尋高四浦小學校訓導ヲ命ス(四級上)

武尾元吉

同郡尋高長浦小學校訓導ヲ命ス(五級下)

磯崎新平

同郡尋高初聲小學校訓導

磯崎覺平

同郡尋高衣笠小學校訓導(九級下)

長川秀齋

同郡尋高久里濱小學校訓導

尾崎一雄

同郡尋高浦賀小學校訓導(七級上)

武藤寅吉

同郡尋高北下浦小學校訓導

齋藤豊治

同郡尋高第一葉山小學校訓導(十級上)

深澤廣

同郡尋高第二葉山小學校訓導

藤平ラク

同郡尋高第一葉山小學校訓導ヲ命ス(三級上當分十五圓)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

同郡尋第三葉山小學校訓導ヲ命ス(六級上)

藤平政信

沼田スエ

金子俊男

渡邊きく枝

常葉三俊

鈴木善太郎

石井盛雄

大川襄

赤松ミサホ

小久保龜松

中嶋ミネ

鈴木宏致

長野ノブ

新倉典太郎

片岡ふじ

中村豊作

北村玉太郎

石井政吉

二宮重耶

齋藤スス

志田兼吉

齋藤テイ

高宮元次郎

守屋関三郎

淺摩近三

●尋高南下浦小學校訓導  
任同郡尋高初聲小學校訓導(六級上當分廿八圓)

●同 郡尋高天津小學校訓導  
任同郡尋高北下浦小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高三崎小學校訓導  
任中郡尋高會屋小學校訓導(八級上)

●橋樹郡尋鴨居小學校訓導(九級上)  
任三浦郡尋鴨居小學校訓導

●橫濱市尋高根岸小學校訓導  
任橋樹郡尋高田嶋小學校訓導(七級下當分廿一圓)

●同 市尋壽小學校訓導  
任同郡尋高川崎小學校訓導(七級下)

●市尋高元街小學校訓導  
任同郡尋高川崎小學校訓導(八級上當分十九圓)

●三浦郡尋高長井小學校訓導  
任橫濱市尋高元街小學校訓導(八級上)

●同 郡尋高衣笠小學校訓導  
任同市尋平樂小學校訓導(八級上)

●同 郡尋第三葉山小學校訓導  
任橫須賀市尋沙入小學校訓導(九級上當分十五圓)

●同 郡尋長井小學校訓導  
任鎌倉郡尋阿久和小學校訓導(九級上)

●同郡尋小坪小學校訓導  
任同郡尋高鎌倉小學校訓導(九級上)

●同 郡尋高浦賀小學校訓導

戸田忠利

任同郡尋中和田小學校訓導(八級上當分十九圓)

長谷川嶋太郎

任同郡尋高戸塚小學校訓導(九級上)

三竹兵治

任三浦郡尋高浦賀小學校訓導(八級下)

大江ツル

任同郡尋高初聲小學校訓導(九級上)

佐野孝

任職高座郡尋高鶴沼小學校訓導

石井カノ

任足柄下郡尋高千代小學校訓導(八級上)

松崎勝次

任同郡尋高酒匂小學校訓導(八級上當分十九圓)

山口幸一

任同郡尋前羽小學校訓導兼校長(六級下當分廿五圓)

小松眞三

任鎌倉郡尋高瀬谷小學校訓導(八級上當分十九圓)

杉山松太郎

任久其岐郡尋高森中原小學校訓導(九級下)

山村下枝

任同郡尋高酒匂小學校訓導(九級下)

關口ロク

任同郡尋高第一葉山小學校訓導(十級上)

鈴木又祐

任同郡尋高清水小學校訓導

◎休職

▲橫須賀市尋鶴久保小學校訓導

▲橫濱市尋高第二日枝小學校訓導

▲愛甲郡尋高玉川小學校訓導兼校長

▲同 郡尋高清水小學校訓導

通

休職ヲ命ス

◎退職

- ▲高座郡第一之宮小學校准調導
- ▲橋樹郡尋高川時小學校調導
- ▲横濱市尋第一日枝小學校調導
- ▲津久井郡高内郷小學校調導
- ▲横濱市尋高一本松小學校調導
- ▲同 市尋第一南吉田小學校調導
- ▲同 市尋太田小學校調導
- ▲橋樹郡尋高橋小學校調導
- ▲同 郡尋岸根小學校調導
- ▲横濱市尋高本町小學校調導
- ▲三浦郡尋高三崎小學校調導
- ▲高座郡尋高旭小學校調導
- ▲同 郡尋高明治小學校調導

朝倉敬一  
芝田豊治  
林 哥 壽  
鈴木カヨ  
大木三泰  
志村次良  
桐生玄太  
小坂はる

脇 彦 治  
中村廣一  
山口ナツ  
横尾三平  
青柳ちよの  
佐藤美重  
山口艶子  
鈴木勝泰  
長谷川利一  
新海西藏  
伊藤清  
秋好ジュウ  
北嶋はな子

- ▲同 郡尋高大野小學校調導兼校長
- ▲津久井郡尋青根小學校調導兼校長
- ▲鎌倉郡尋中和田小學校調導
- ▲足柄下郡第三小田原小學校調導
- ▲三浦郡尋高浦賀小學校調導
- ▲同 郡尋高第一葉山小學校調導
- ▲同 郡尋高三崎小學校調導
- ▲同 郡尋高初聲小學校調導
- ▲同 郡尋高逗子小學校調導
- ▲鎌倉郡尋中和田小學校調導
- ▲横濱市尋西平沼小學校調導
- ▲久其岐郡尋富岡小學校調導
- ▲同 郡尋高森中原小學校調導
- ▲津久井郡尋高内郷小學校調導
- ▲高座郡尋高旭小學校調導
- ▲足柄上郡尋谷峨小學校調導
- ▲同 郡尋高金田小學校調導
- ▲橋樹郡尋高第二稻田小學校調導
- ▲同 郡尋高町田小學校調導
- ▲横濱市尋高立野小學校調導
- ▲三浦郡尋高南浦小學校調導兼校長
- ▲中郡尋高神田小學校調導
- ▲同 郡尋高比々多小學校調導
- ▲同 郡尋高南奈野小學校調導
- ▲同 郡尋高大磯小學校調導

井上彦三郎  
今鉢元治郎  
朱通丑五郎  
小林吉五郎  
藤井助五郎  
小林清作  
飯嶋仙助  
吉田重三郎  
木藤健太郎  
小倉サダ  
高橋はま  
和田慈明  
佐藤 伯  
菅谷彦三  
嶋崎卓作  
蔵田溢造  
細田務五郎  
小林一雄  
宮寺なか  
池田清  
長嶋仙松  
添田タツ  
宇佐美留吉  
清水シゲ  
西方マリ

- ▲津久井郡尋高東千與原小學校准調導
- ▲都筑郡尋折本小學校調導
- ▲同 郡尋高萃英小學校調導
- ▲同 郡尋高中川小學校調導
- ▲横濱市尋高元街小學校調導
- ▲同 准調導
- ▲横須賀市尋山崎小學校調導兼校長
- ▲同 市尋豊嶋小學校調導
- ▲同 市尋鶴久保小學校調導
- ▲同 市尋谷町小學校調導兼校長
- ▲都筑郡尋高都田小學校調導
- ▲同
- ▲同 郡尋高川嶋小學校調導
- ▲三浦郡尋小坪小學校調導
- ▲同 郡尋高浦賀小學校調導
- ▲同 郡尋高逗子小學校調導
- ▲同 郡尋高三崎小學校調導
- ▲高座郡尋高新磯小學校調導
- ▲中郡尋高土屋小學校調導
- ▲同 郡尋高部屋小學校調導
- ▲同 郡尋高吾妻小學校調導
- ▲同 郡尋高曾屋小學校調導
- ▲足柄上郡尋高松田小學校調導兼校長
- ▲同 郡尋高福澤小學校調導兼校長

永井保  
石川千代松  
足立階造  
高橋喜助  
秋山フク  
松崎セイ  
柴田松蔵  
山口エイ  
郷家ヨネ  
泊谷武治  
福本新吉  
北井 實  
村野差三  
新堀久平  
牛尾喜三郎  
土田州彦  
清原留吉  
小嶺時太郎  
荻生重次郎  
土方幸輔  
勝股エイ  
井上淺五郎  
伊藤芳枝  
竹内周之助  
磯崎彌十郎

依願退職ヲ命ス

(以上の外増付せる者數百名あり次號に掲載すべし)



◎文部省令第八號

(四月八日)

公立小學校教員疾病療治料給與ニ關スル準則左ノ通定ム

公立小學校教員疾病療治料給與ニ關スル準則

第一條 教育基金令第五條第二號ノ公立小學校教員疾病療治料ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ給スベシ

第二條 公立小學校正教員ニシテ兒童ノ衛生上特ニ考慮ヲ要スベキ疾病ニ罹リ休職ヲ命セラレタル者ニハ勤續年數其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ百圓以上貳百五十圓以下ノ疾病療治料ヲ給スベシ

第三條 公立小學校正教員ニシテ兒童ノ衛生上考慮ヲ要スヘキ疾病ニ罹リ退職ヲ命セラレタル者ニハ勤續年數其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ貳百圓以上四百圓以下ノ疾病療治料ヲ給スヘシ 但休職期間中退職ヲ命セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 公立小學校准教員ニハ前二條ノ規定ヲ準用ス 但シ疾病療治料ノ額ハ休職ノ場合ニハ五拾圓以上百五十圓以下退職ノ場合ニハ百圓以上貳百五十圓以下トス

第五條 公立小學校代用教員ニシテ第三條ニ準スヘキ者ニハ勤續年數其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ百圓以下ノ疾病療治料ヲ給スヘシ

第六條 地方長官ニ於テ本令ニ依リ公立小學校教員ニ對シ疾病療治料ヲ給セントスルトキハ學校醫又ハ其ノ他ノ醫師ヲシテ該教員ノ身體檢査ヲ行ハシメ診斷書ヲ徵スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



◎代議員會

客月二十日横濱市神奈川縣女子師範學校内に於て代議員會を開き左の大正四年度歳入歳出豫算を議了し並に大正二年度歳入歳出決算の報告を爲したり。其の豫算左の如し。

大正四年度神奈川縣教育會歳入歳出豫算

(△ハ減)

科目	本年度豫算	前年度豫算	増減	附記
歳入ノ部				
歳出ノ部				
増減				
附記				

科目	本年度豫算	前年度豫算	増減	附記
郡市教育會	一九五〇〇	一九五〇〇	二八八〇	負擔別表ノ通
頁助金	二〇一六〇	一七二八〇		會員二百十八人一月額八錢十二ヶ月分
補助金	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇		縣費補助
講習料	三六〇〇〇	三六〇〇〇		講習員三百六十八人一人當壹圓
雜誌代	四一、二八〇	四三、一〇四	△ 一八二四	一部八錢毎月四百三十部十二ヶ月分
檢印料	六一〇〇〇	六一〇〇〇		農業教科書、補習讀本、復習日誌檢印料
雜收	一五〇〇〇	一五〇〇〇		廣告料
雜入	八八〇〇〇	八八〇〇〇		
前年度繰越	二、八八二四〇	二、八七一八四	一〇五六	

科目	本年度豫算	前年度豫算	増減	附記
代議員旅費	六五〇〇〇	六五〇〇〇		郡市教育會教育團體代議員旅費
代議員會費	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇		代議員辦當七十八人分一人當廿五錢其他十二圓五十錢
書記給料	三二四〇〇	三二四〇〇		月額廿七圓十二ヶ月分
講習會費	四五〇〇〇	七五〇〇〇	△ 三〇〇〇〇	開會場所三ヶ所一ヶ所百五十圓
講演會費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇		開會八ヶ所一ヶ所六十二圓五十錢
雜誌費	七〇、二九六	五九、二六〇	△ 一一〇三六	毎月五三〇部一部八錢六厘(郵稅共)編輯費百二十圓
調査費	二〇〇〇〇	一六〇〇〇	△ 一八四〇〇	諸調査ニ要スル費用
懸賞費	二〇〇〇〇	五〇〇〇〇	△ 三〇〇〇〇	懸賞問題ニ要スル費用
總會費	八八〇〇〇	八八〇〇〇		會員辦當四百人分一人當十五錢講師招聘其他費用
出張旅費	二五〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	△ 五〇〇〇〇	聯合教育會代議員、役員及臨時委員出張旅費
雜費	二五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇		筆紙墨文具費通信費其他諸雜費



懸賞費	總會費	出張費	雜費	豫備費	計
一六〇〇〇	五〇〇〇〇	一八〇〇〇	七四五七〇	二、四九〇四七〇	一六〇〇〇
△	△	△	△	△	△
一六〇〇〇	五〇〇〇〇	八二一六〇	四九五七〇	三、八六五〇〇	一六〇〇〇
△	△	△	△	△	△
支出ナキニ由ル	同	同	出張少カリシニ由ル	臨時ノ支出多カリシニ由ル	三、八六五〇〇
					三、七九二九〇

差引殘金五百壹圓四拾五錢

内

金八拾八圓

金四百拾參圓四拾五錢

一金千八百五拾四圓四錢

◎編輯員交迭

本會雜誌編輯は從來専ら佐藤善治郎氏擔任し來りしが四月より神奈川縣師範學校教諭戸澤留吉全女子師範學校教諭勝山直吉の二氏に囑託せり。

稟告

- 一 本誌は毎月一回十日發行とす
- 二 本誌の紙數は約六十頁とす
- 三 本誌の編輯質疑交換講讀及廣告に關する通信は左記事務所宛て御送附ありたし

神奈川縣横濱市本町一丁目三番地

神奈川縣教育會事務所

- 四 本誌は大に讀者諸君の投稿を歓迎す
- 五 質疑は成るべく郵便端書を用ひ且「質疑」と朱書せられたし
- 六 本誌原稿のべ切は毎月十五日とす

翌年度へ繰入  
資金ニ編入  
大正四年三月現在資金

大正四年四月九日印刷  
大正四年四月十日發行

發行所

神奈川縣横濱市本町一丁目三番地  
神奈川縣教育會事務所

發行兼編輯人

高木計太郎  
神奈川縣鎌倉郡鎌倉町雪の下六裏番地

印刷人

小宮義比  
横濱市青木町二十三番地

印刷所

木曾書店印刷部  
横濱市青木町二十三番地

本誌定價	壹部八錢	郵税五厘
廣告料	一頁	半頁
	金參圓	金壹圓五拾錢

神奈川縣教育會雜誌每月一回十回發行  
大正四年四月十回發行第百二十號  
明治四十三年四月五回第三種郵便特認可

第十号